



自然と調和した輝くまち新生かわみなみ

第5次

川南町長期総合計画

人とまちがいいきいきと輝く

「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」の創造に向けて

川南町は、海や山などの自然環境に恵まれ、農業を志す先人たちによって拓かれた開拓地であることから、開拓精神（フロンティアスピリット）に満ちた素晴らしいまちです。本町はこれまで、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、昭和47年に第1次総合計画を策定以来、各計画において町の将来像を掲げ、豊かで明るく住みよいまちづくりのための施策を実施してまいりました。



平成13年度からの第4次長期総合計画では、「生まれて育ったことに誇りの持てるまち」を将来像に掲げ、各施策を実施してきたところでありますが、平成22年度をもって目標年次を迎えます。

この間、人口減少・超高齢社会の本格的な到来をはじめ、地方分権社会の進展、地球規模で進む環境問題などの社会情勢の変化や、平成22年度には本町の畜産業に壊滅的な被害を与えた家畜伝染病「口蹄疫」により、本町を取り巻く情勢は大きく変化しており、今後の自治体運営の厳しさは更に増すことが予想されることから、自ら主体性と責任を持った個性あるまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした時代が求める課題への対応を図り、地域の特性を活かし、持続して新しいまちづくりを推進するために第5次長期総合計画を策定いたしました。

新しい長期総合計画は、「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」を将来像に掲げ、その目標の実現に向けて、「活かす・育てる・安らぐ」を基本理念に、まちづくりの方向を、これまでの拡大と成長を前提としたものから成熟と持続性を重視したものへ転換を図り、町民生活に密着した分野別に設定した5つの目標達成に向けて施策体系を組み立て、多様な主体が協働により地域の課題を解決していく新しいまちづくりをめざすものでありますので、町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたっては、貴重な御意見や御提言をいただきました多くの町民の皆様方、慎重な審議をいただきました町議会、貴重な御意見を賜りました審議会委員の皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成23年 3 月

川南町長 内 野 宮 正 英

目次

第1部 序論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的と役割	1
3 計画の構成と期間	1
第2章 川南町の概要	3
1 位置と地勢	3
2 人口と世帯	3
3 土地利用、道路・交通網の状況	4
4 就業構造の状況	5
第3章 町民の意識	7
1 町民アンケート調査にみる意識	7
2 主な調査結果	7
第4章 まちづくりの課題と方向性	12
1 社会基盤	12
2 地域資源・産業	12
3 保健・医療・福祉	13
4 教育・文化	13
5 行財政・協働	14
第5章 時代の潮流	15
1 人口減少・少子高齢社会の到来	15
2 地方分権社会の到来	15
3 環境社会の創造	15
4 高速交通・高度情報化社会の到来	16
5 産業構造の変化と雇用対策	16
6 安全・安心社会の到来	16
7 住民参画・協働社会の到来	16
第2部 基本構想	17
第1章 まちの将来像	17
1 基本理念	17
2 まちの将来像	17
3 将来像実現のための基本目標	18
4 将来人口	20
第2章 施策の大綱	21
1 総合計画の体系	21
2 施策の大綱	22

第3部 基本計画.....	27
第1章 豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくり.....	28
第1節 土地の有効利用.....	29
第2節 道路環境の保全・整備.....	30
第3節 自然環境と生活環境の保全・整備.....	32
第4節 安全・安心の確保.....	35
第5節 情報化の推進.....	37
第2章 地域の特性・資源を活かした輝くまちづくり.....	38
第1節 農業の振興.....	39
第2節 漁業の振興.....	42
第3節 商工業の振興.....	43
第4節 観光の振興.....	45
第5節 雇用・労働対策の充実.....	47
第3章 健康でいきいきと暮らせるまちづくり.....	48
第1節 健康づくりと地域医療体制の充実.....	49
第2節 高齢者福祉の充実.....	51
第3節 児童福祉・子育て支援の充実.....	53
第4節 障がい者（児）福祉の充実.....	55
第5節 地域福祉の充実.....	56
第6節 社会保障制度の健全運営.....	57
第4章 生きる力を育む人づくり、まち文化づくり.....	59
第1節 学校教育の充実.....	60
第2節 生涯学習の推進.....	62
第3節 スポーツ活動の推進.....	64
第4節 文化・芸術活動の充実.....	66
第5章 みんなで創るまちづくり.....	68
第1節 支えあうまちづくり.....	69
第2節 開かれた行政.....	71
第3節 効率的な行政システムづくり.....	72
第4節 行財政健全化の推進.....	73
参 考 資 料.....	74
□計画策定の主な経過.....	75
□諮問書.....	76
□答申書.....	77
□川南町総合計画審議会委員.....	78
□町民意識調査の結果概要.....	79

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成22年度を目標年次とした第4次川南町長期総合計画では、「生まれて育ったことに誇りの持てるまち」を目標に掲げ、各種施策を積極的に推進してきました。

しかし、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、今後更に進む少子高齢化や高度情報化、グローバル化が進展し、また、地球規模で進む環境破壊などにより、本町のあらゆる分野で大きな影響を受けています。

特に農業を基幹産業とする本町の畜産業を襲った家畜伝染病「口蹄疫」の被害は甚大で、畜産業だけでなく影響を受けた全ての分野において、一刻も早い復興が緊急の課題となっています。

一方、地方自治においては一層の地方分権が進み、これからのまちづくりには、町民と行政が共に考え支え合う、自らの意思と責任に基づく地域づくりが求められています。

こうした情勢の変化を踏まえ、地域の特性や資源を最大限に活かした新しいまちづくりの指針とするため、ここに「第5次川南町長期総合計画」を策定します。

2 計画の目的と役割

第5次川南町長期総合計画は、本町の行政運営の基本となる計画であり、今後のまちづくりを進める上での指針とし、各種施策や計画の基本となることを目的として策定します。

役割1	町民に対し今後のまちづくりの方向性と施策を明らかにし、町民と行政との協働による目標達成を実現する役割
役割2	地方分権時代に即した、町の各種計画や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となる役割
役割3	国や県、周辺自治体等の関係機関との広域的な連携・協力の指針となる役割

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成し、平成32年度を目標年次とします。

(1) 基本構想

基本構想は、本町の現状と課題を踏まえ、目指すべき将来像とそれを実現するための基本目標や施策の大綱を示すものです。

基本構想の期間は平成23年度(2011年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づいた各分野の具体的な施策の内容や、数値による成果目標などを明らかにし、実施計画の基礎となります。

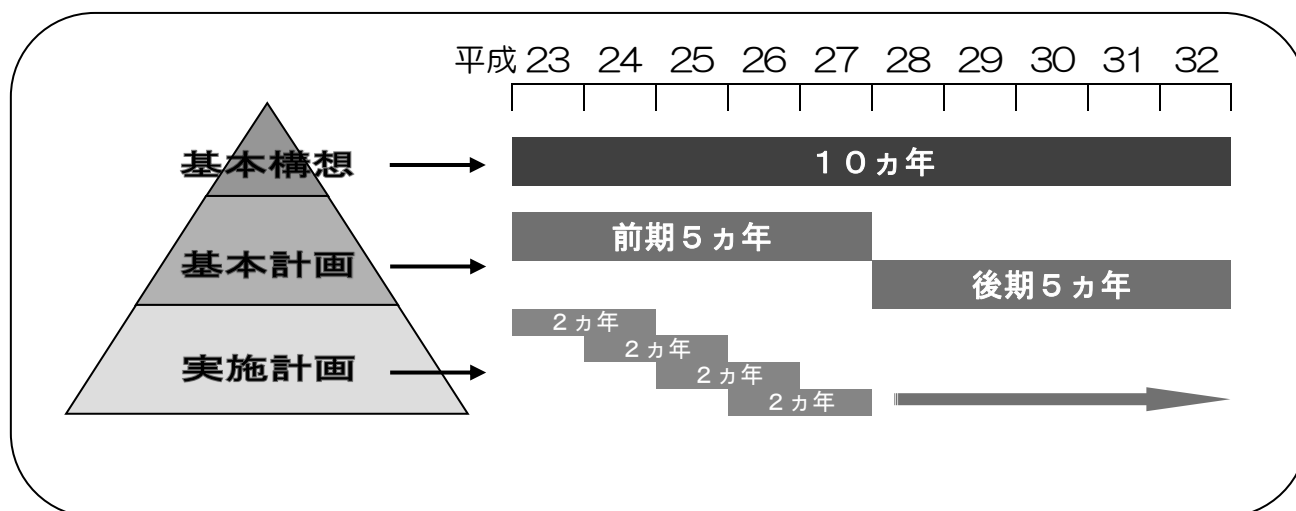
基本計画の期間は、前期計画を平成 23 年度から 27 年度まで、後期計画を平成 28 年度から 32 年度までのそれぞれ5年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策の実施年度や具体的な事業内容、財源などを示したもので、各年度の予算編成の指針となります。

実施計画の期間は2年間で別途策定するものとし、*ローリング方式で計画内容の見直しを行います。

第5次川南町長期総合計画の構成と期間



* ローリング方式 施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年定期的に見直す方式

第2章 川南町の概要

1 位置と地勢

本町は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、東は日向灘をのぞみ、西は木城町、南は高鍋町、北は名貫川を境にして都農町と接しています。

町域は、東西約 12 km、南北約 10 km に及び 90.28 km² の面積で、農用地が 41.1%、森林が 36.7% を占めています。町の中央を平田川が流れ、その両側に広がる国光原・唐瀬原の台地は、戦後における日本屈指の開拓地であり、全国各地から農業を志す人々が集まり拓かれたことから川南合衆国と呼ばれ、全国でも有数の農業生産量を誇ります。

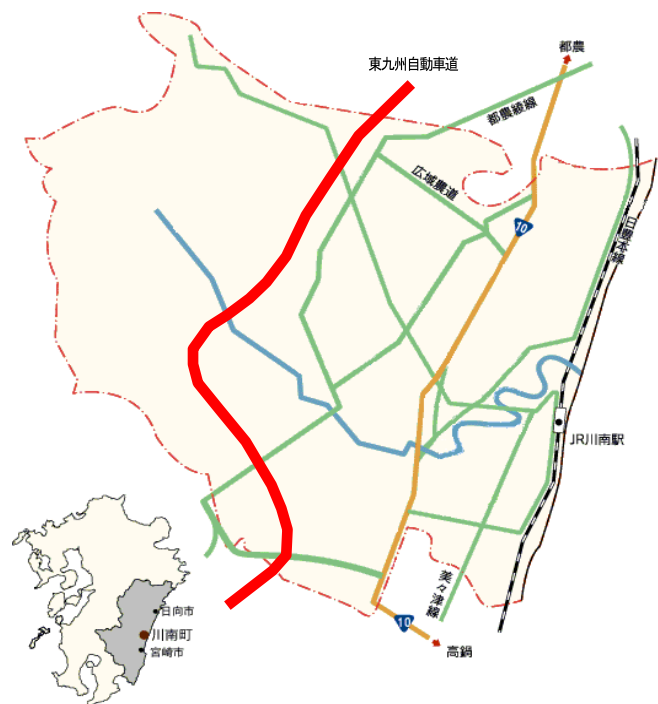
また、本町の大部分は洪積層台地で、西部に尾鈴山塊に属する上面木山の麓から東部に低く 50m ないし 80m のゆるやかに傾斜した波状の高台となっています。

交通は、町の東部海沿いを JR 日豊本線が縦貫し、川南駅があります。

道路は、東九州自動車道の高鍋 IC までの区間が平成 22 年までに整備されました。

本町を縦断する都農 IC までの区間についても、平成 24 年開通に向けて整備が進められており、早期の全線開通が望まれています。

主要幹線道路としては、国道 10 号が町を縦貫しており、県道 40 号（都農綾線）が町のほぼ中央を南北に、県道 307 号（尾鈴川南停車場線）が東西につなぎ、これらが町の基幹的な道路となっています。



2 人口と世帯

(1) 総人口及び年齢階層別人口

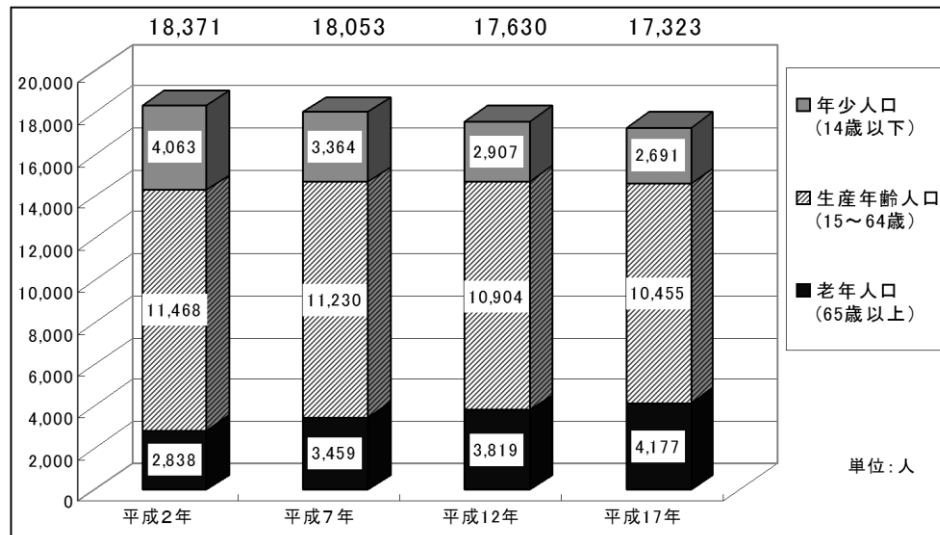
平成 17 年の国勢調査結果によると、本町の総人口は 17,323 人となっています。これまでの推移をみると、減少傾向にあり、平成 2 年の 18,371 人から、この 15 年間で 1,048 人の減少となっています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14 歳以下）は平成 2 年の 4,063 人（22.1%）から平成 17 年には 2,691 人（15.5%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にあります。一方、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 2 年の 11,468 人（62.4%）から平成 17 年の 10,455 人（60.4%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にあります。老年人口（65 歳以上）は平成 2 年の 2,838 人（15.4%）から平成 17 年の 4,177 人（24.1%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加しています。

全国平均や県平均と比較すると、年少人口比率は全国平均（13.7%）や県平均（14.7%）を上回り、老年人口比率についても全国平均（20.1%）や県平均（23.5%）を上回っており、国や県の平均よりも年少人口比率は高いものの、少子高齢化が進んでいます。

総人口及び年齢階層別人口

(単位：人)



資料：国勢調査

(2) 世帯

本町の総世帯数は、平成2年の5,199世帯から平成17年の5,875世帯へと増加傾向で推移しています。また、一世帯当人数は、平成2年の3.53人から平成17年の2.95人へと減少を続けており、核家族化や一人暮らしの高齢者が増加するなど、世帯の多様化が進行していることを示しています。

総世帯数・一世帯当人数

(単位：世帯、人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総世帯数	5,199	5,379	5,730	5,875
一世帯当人数	3.53	3.36	3.08	2.95

資料：国勢調査

3 土地利用、道路・交通網の状況

(1) 土地利用

本町の土地利用の状況をみると、「農用地」が3,713haで41.1%を占め、そのうち「田」が1,419ha（15.7%）、「畑」が2,259ha（25.0%）となっています。また、「森林」は3,312ha（36.7%）となっており、農用地と森林で、町面積の77.8%を占めています。

(2) 道路・交通網

本町の道路網は、平成20年度で路線数544、実延長457km、改良率26.9%、舗装率91.9%となっています。今後、東九州自動車道が整備されることから、幹線道の国道・県道については、アクセス向上のための整備・改良の要請とともに、生活基盤の幹線町道についても利便性を考慮した整備・維持管理が必要になっています。

4 就業構造の状況

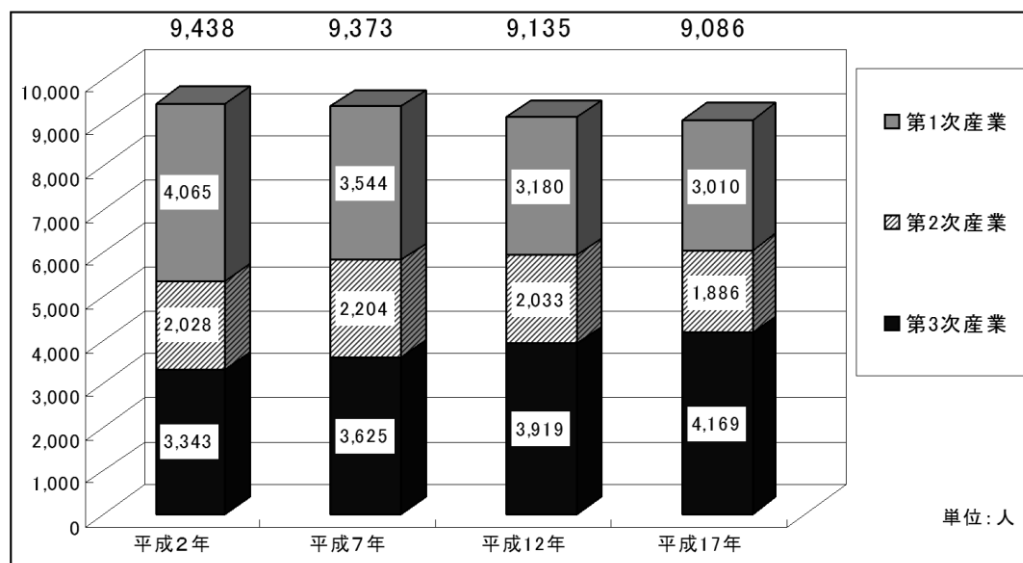
(1) 就業人口

平成17年の国勢調査結果によると、本町の就業人口総数は9,086人となっており、減少傾向で推移しています。

産業別でみると、第1次産業が3,010人、第2次産業が1,886人、第3次産業が4,169人となっており、第1次産業は減少傾向で推移し、第2次産業は平成2年から平成7年にかけて176人の増加があったものの、平成12年、平成17年と再び減少に転じています。また、第3次産業については、一貫して増加傾向にあり、平成2年から平成17年までの15年間で800人以上の大幅な増加となっています。

就業人口総数及び産業別就業人口

(単位：人)



資料：国勢調査

※ 就業人口総数には、平成2年に2人、平成12年に3人、平成17年に21人の分類不能を含みます。

(2) 構成比率

産業別の構成比率をみると、第1次産業が33.1%、第2次産業が20.8%、第3次産業が45.9%となっており、第1次産業は減少傾向にあるものの、その構成比率は全国平均（4.8%）や県平均（12.7%）に比べて大きなウェイトを占めることが特徴となっています。

産業別構成比率

(単位：%)

	川南町	宮崎県	全国
第1次産業	33.1	12.7	4.8
第2次産業	20.8	22.8	26.1
第3次産業	45.9	63.6	67.2

資料：平成17年国勢調査

第3章 町民の意識

1 町民アンケート調査にみる意識

(1) 調査の目的

本計画策定にあたり、まちへの愛着度や定住意向をはじめ、まちの現状評価や今後重要視する取組み、各分野の施策要望など、町民の意識構造の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施したものです。

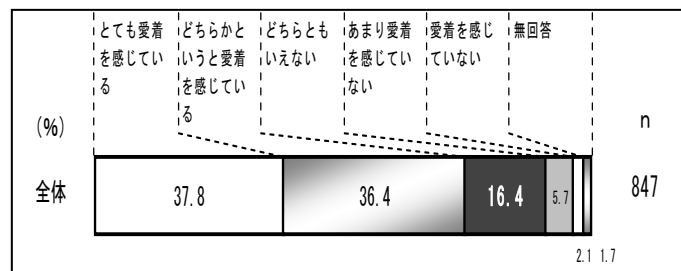
(2) 調査の方法

平成22年2月～3月に、町内に居住する20歳以上の男女2,000名（無作為抽出）を対象に郵送法によるアンケート調査を実施しました。有効回答数は847で、回収率42.4%となりました。

2 主な調査結果

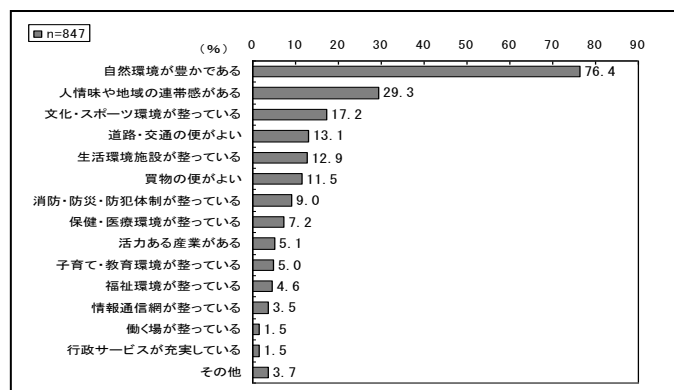
(1) まちへの愛着度

「とても愛着を感じている」と回答した人が最も多く、次いで「どちらかといえば愛着を感じている」が続き、これらを合わせた「愛着を感じている」という人が74.2%に上り、愛着度は高いといえます。



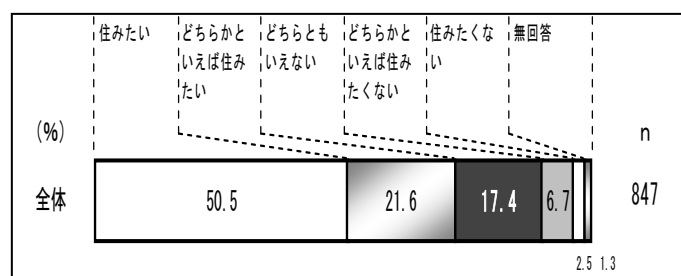
(2) 川南町の魅力

「自然環境が豊かである」が76.4%と他を大きく引き離して1位に挙げられ、性別や年代別の属性別でも第1位となっており、町の魅力は「豊かな自然環境」にあることが住民の共通認識であることが伺えます。



(3) 今後の定住意向

今後も川南町に住み続けたいかの設問には、「住みたい」が最も多く、「どちらかといえば住みたい」を合わせると72.1%が「住み続けたい」という意向を示しており、愛着度と同様に定住意向も強いといえます。



(4) まちの各環境に関する満足度及び重要度

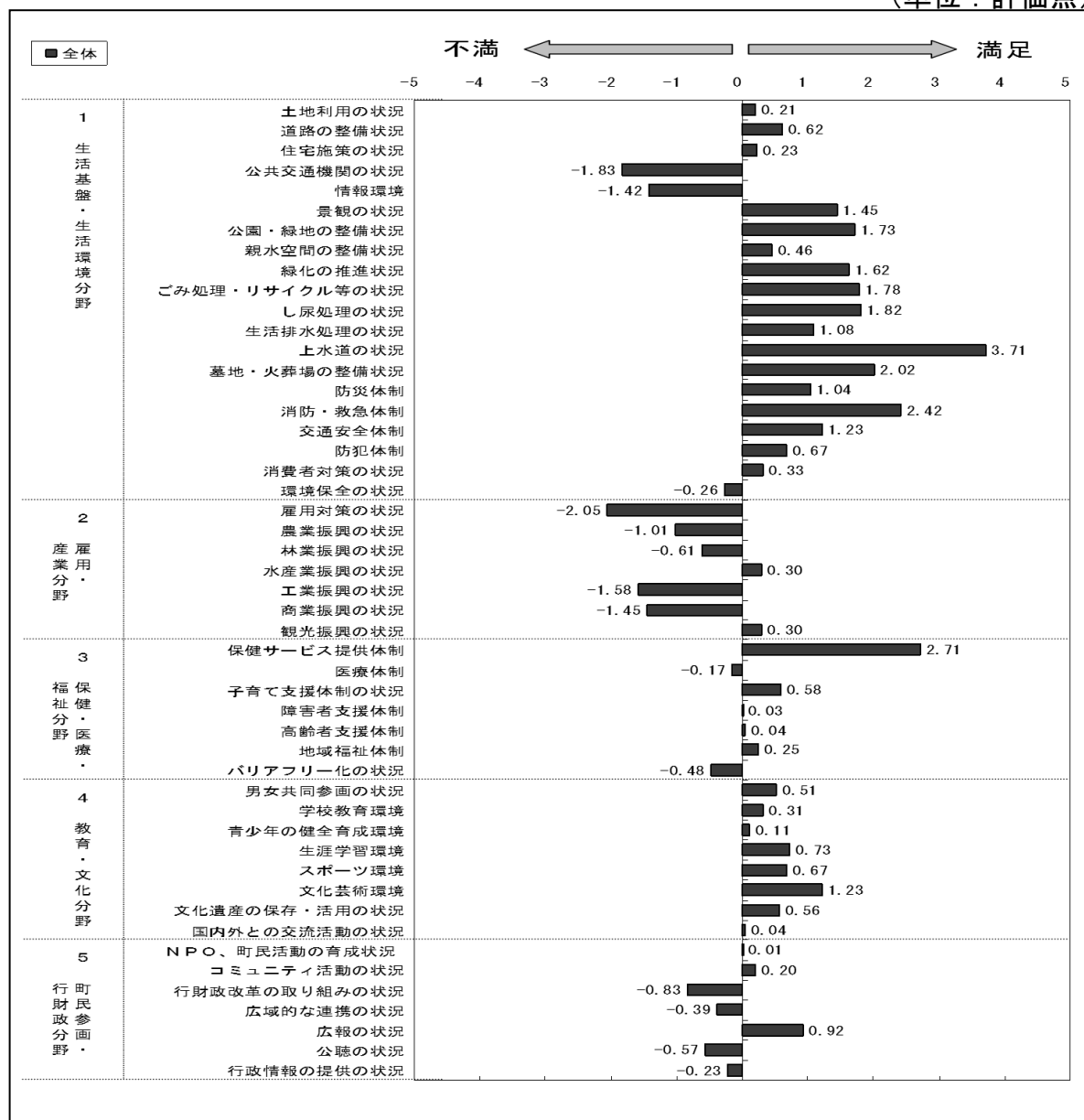
川南町の各環境について、住民の満足度と重要度を把握するため、①生活基盤・生活環境、②雇用・産業、③保健・医療・福祉、④教育・文化、⑤町民参画・行財政の5つの分野で49の項目について、満足度と重要度を算出しました。

満足度については、設問の答えを「満足」「どちらともいえない」「不満」の3つに区分し、その結果を加重平均値による数量化（満足度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）で評価点を算出してあります。

- 満足度の最も高い項目は「上水道」。次いで「保健サービス提供体制」、「消防・救急体制」の順。
- 満足度の最も低い項目は「雇用対策」。次いで「公共交通機関」、「工業振興」の順。

まちの各環境に関する満足度

(単位：評価点)

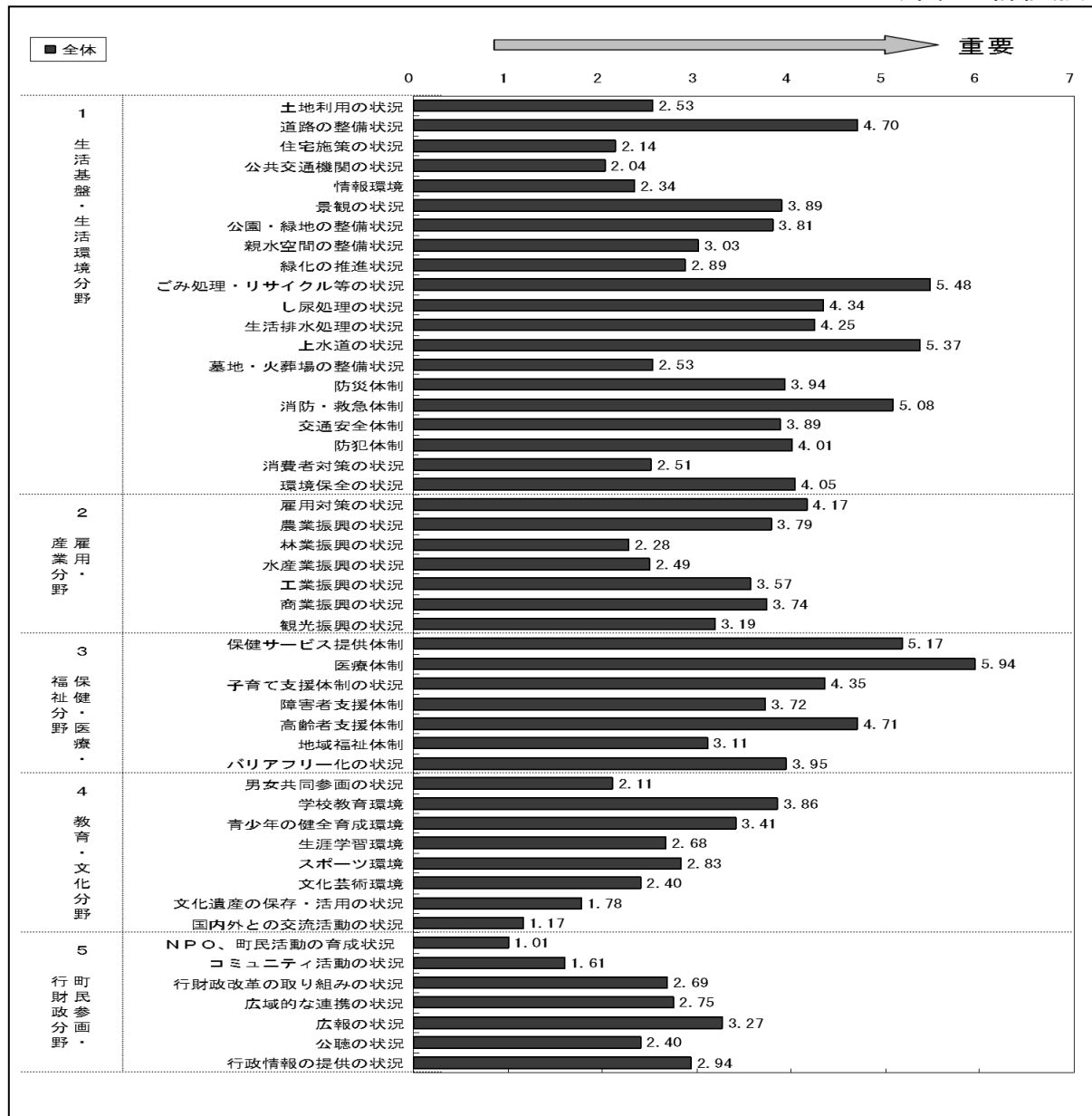


重要度についても、設問の答えを「重要である」「どちらともいえない」「重要でない」の3つに区分し、その結果を加重平均値による数量化で評価点を算出してあります。

- 重要度の最も高い項目は「医療体制」。次いで「ごみ処理・リサイクル等」、「上水道」の順。

まちの各環境に関する重要度

(単位：評価点)



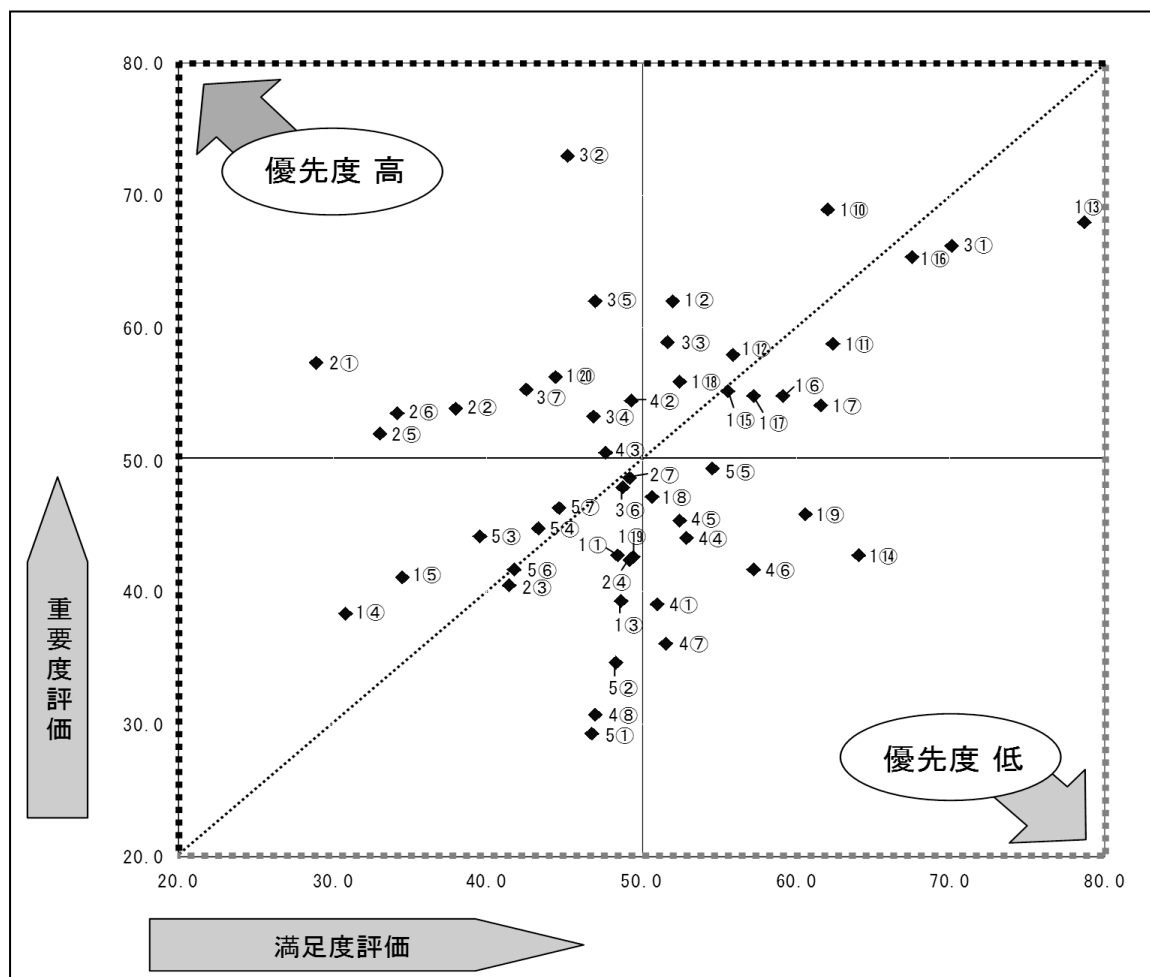
(5) 満足度と重要度の相関（優先度）

これまでみてきた満足度と重要度から、さらにまちの現状評価や行政ニーズを把握するため、満足度評価と重要度評価を相関させた散布図を作成しました。

このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなります。

この結果をみると優先度は、「雇用対策の状況」（15.89 点）が第1位となっており、次いで「医療体制」（14.80 点）、「商業振興の状況」（10.39 点）が続き、以下、「工業振興の状況」（9.82 点）、「農業振興の状況」（8.87 点）の順となっています。

満足度と重要度の相関（全体／優先度）



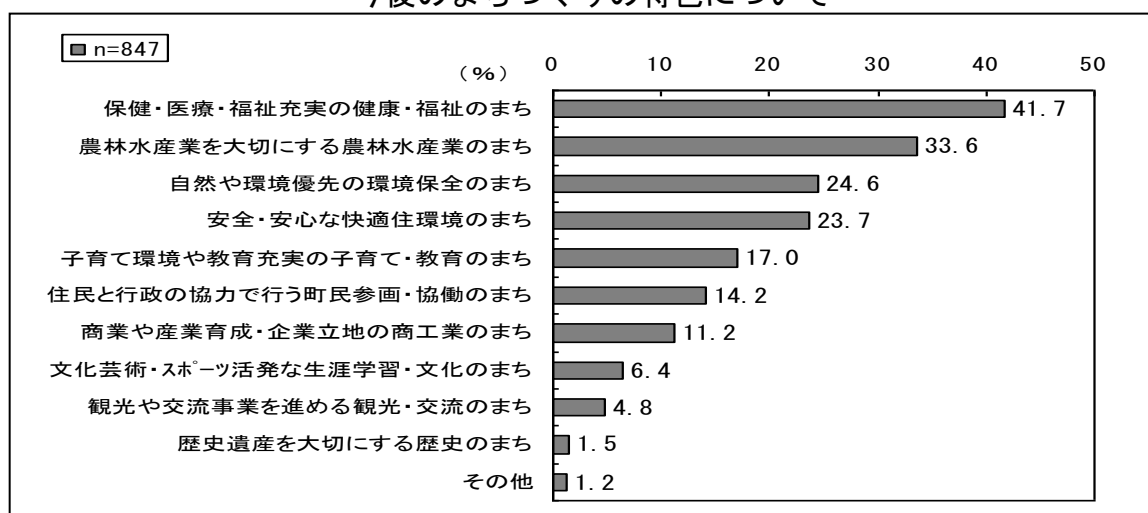
（優先度：上位 10 項目）

優先度高い		優先度低い	
第1位	2①雇用対策の状況(15.89)	第1位	1⑭墓地・火葬場の整備状況(-11.07)
第2位	3②医療体制(14.80)	第2位	4⑥文化芸術環境(-10.54)
第3位	2⑥商業振興の状況(10.39)	第3位	1⑨緑化の推進状況(-8.72)
第4位	2⑤工業振興の状況(9.82)	第4位	5①NPO、町民活動の育成状況(-8.39)
第5位	2②農業振興の状況(8.87)	第5位	4⑦文化遺産の保存・活用の状況(-7.94)
第6位	3⑦バリアフリー化の状況(8.20)	第6位	4⑧国内外との交流活動の状況(-7.81)
第7位	3⑤高齢者支援体制(8.14)	第7位	5②コミュニティ活動の状況(-6.67)
第8位	1⑩環境保全の状況(8.10)	第8位	4①男女共同参画の状況(-6.16)
第9位	1②道路の整備状況(4.80)	第9位	4④生涯学習環境(-5.25)
第10位	3④障害者支援体制(4.47)	第10位	1⑬上水道の状況(-4.86)

（6）今後のまちづくりの特色

「保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち」が41.7%で他を引き離し第1位となりました。次いで「農林水産業を大切に作る農林水産業のまち」が33.6%で第2位、「自然や環境優先の環境保全のまち」が24.6%で第3位の順となっています。

今後のまちづくりの特色について



年代別にみると、20代・30代では全体で第5位の「子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち」を上位に挙げているなど、回答傾向に若干の差はみられるものの、すべての年代で「保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち」が上位2位以内に挙げられています。

今後のまちづくりの特色について（年代別）

年 齢	20代	保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 30.9%	子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち 27.9%	自然や環境優先の環境保全のまち/安全・安心な快適住環境のまち 26.5%
	30代	保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち/子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち 36.0%	農林水産業を大切にす農林水産業のまち 27.9%	
	40代	保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 34.9%	農林水産業を大切にす農林水産業のまち 33.9%	子育て環境や教育充実の子育て・教育のまち 26.6%
	50代	保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 44.0%	農林水産業を大切にす農林水産業のまち 35.4	安全・安心な快適住環境のまち 29.2%
	60代	保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 45.6%	農林水産業を大切にす農林水産業のまち 35.1%	自然や環境優先の環境保全のまち 23.8%
	70歳以上	保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち 48.4%	農林水産業を大切にす農林水産業のまち 37.6%	自然や環境優先の環境保全のまち 29.0%

(7) アンケート調査のまとめ

町民は町に対し、豊かな自然環境に恵まれていることなどから、愛着度が高く今後も住み続けたいと考えています。

また、生活に直結する施策（医療・ごみ処理など）ほど重要とされている傾向にあり、雇用対策や産業振興の施策に優先度を感じているようです。

全体的に雇用対策や医療体制、農商工の産業の充実に対する施策ニーズが強いため、町民が愛着を感じている自然環境などの地域資源を生かした産業振興と、健康福祉などに力を入れたまちづくりが求められていると言えます。

第4章 まちづくりの課題と方向性

わが国を取り巻く社会・経済情勢は大きな転換期を迎えており、地方自治体の行政運営にも大きな影響を及ぼしています。

本町のまちづくりを考える上で、こうした情勢の変化を的確に把握し、地域の課題解決に対応していくことが求められています。ここでは、本計画の策定に当たり5つの政策分野ごとに、社会背景とそれに対応した課題についてまとめます。

1 社会基盤

町民アンケートによると、町民の定住意向は高く、本町の魅力については豊かな自然環境と考えている意見が多くを占めることから、豊かな自然環境に配慮した社会基盤づくりが課題となっています。

道路整備については、緊急性や重要度により効率的な維持整備を進め、公営住宅や交通安全施設などの社会的な生活基盤については、計画的な改修によって長寿命化を図る必要があります。また、高齢化社会に対応した公共交通機関の利便性の向上も求められています。

地球温暖化等、地球規模で進む環境問題に対する関心も高く、※4R運動の普及促進や、ごみの減量化に対する強化と継続的な取り組みが求められています。

上下水道については、施設の老朽化対策を計画的に実施しながら、水道経営の安定化を図り、併せて下水道加入率の向上を図るための、住民との合意形成が課題となっています。

子どもや高齢者が安全・安心な日常生活を送れるようにするためにも、町民に対する防災意識の啓発とともに、地域における自主防災組織の育成と防災関係計画の改訂による実情にあった防災対策が求められています。また、多様化する犯罪、火災や交通事故など生活面での各分野においても、地域と関係機関、行政が一体となった取り組みが課題となっています。

2 地域資源・産業

本町の発展のためには、地域産業の振興による雇用の場の確保が必要となっています。これは町民アンケート結果に表れているように、雇用対策を望む意見が多く最も優先順位が高くなっています。そのためにも、地域資源を生かした産業間相互の連携による相乗効果が期待されます。

また、平成22年に本町の基幹産業である畜産業を襲った口蹄疫により、牛や豚の畜産業のみならず、その他の産業にも大きなダメージを与え、まち全体の経済が疲弊してしまいました。

そのため、国・県と連携した施策による早急な経済復興と、畜産業再生のための防疫体制の早期確立が望まれています。

農業は、食料自給率の向上や食の安心・安全を推進するために、優良農地の確保、循環型農業の強化、生産技術の向上とコスト削減、担い手の育成確保等による経営の安定

※ 4R運動 リフューズ（ごみになる物の拒絶）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）

化を推進し、新しく整備された JA の総合選果場や東九州自動車道を活用した物流システムの構築、地域の特性を生かした地域ブランド作りが求められています。

同じく水産業についても、近年整備されつつある漁港を活用し流通ルートを確立させ、経営の安定化を図る必要があります。

商工業については、地元購買力の流出を防ぎ商業機能を維持するとともに、東九州自動車道の整備に併せた交流人口の増加を図るため、観光部門と連携した情報発信の強化と、各種イベントの魅力向上が望まれています。また、地域産業とのつながりを持たせた地場産業の振興が課題となっています。

これから、定住を促進する魅力ある職場の確保のため、誘致企業への支援を含めた企業の育成や、新たな企業の誘致、農林水産業・商工業のさらなる振興と担い手の育成を図り、若い世代の人口流出を止める施策が求められています。

3 保健・医療・福祉

平成 17 年をピークに日本の総人口は減少傾向となっており、急速な少子高齢社会化が進んでいます。本町においても年少人口比率が低下しており、老年人口比率は全国平均と県平均を上回っており、少子高齢化が進んでいるといえます。

こうした対策として、子どもを安心して生み育てることの出来る環境整備とともに、今後増加する高齢者が自立した生活を送れるように、福祉サービスや生活環境の充実が求められます。

また、町民の意向としては保健サービスの提供体制には満足度が高いものの、医療体制の充実に対する優先度が高く、保険・医療・福祉の充実した健康と福祉のまちづくりが望まれています。

今後は、町民の健康づくりのため健診受診率の向上を図り、生活習慣病予防など様々な保健事業への取り組みが必要であり、地域医療の確保や障がい者（児）への支援等、健康や福祉に関わるあらゆる分野に総合的に対応するために、関連する機関の連携による地域に密着した支援体制の充実が必要となっています。

4 教育・文化

次代を担う子どもたちの健全育成は、今後のまちづくりを考える上で最も重要な課題となっています。国際化や情報化が進展し、価値観の多様化など時代が大きく変化する中で、基本的な生活習慣を身につけ、基礎学力の向上と規範意識を持ち、健康でたくましく成長できる教育環境を作るため、家庭・地域・学校が一体となった取り組みが求められています。

また、生涯を通じて町民がいきいきと学び、心豊かな生活を実感できる生涯学習環境を充実するとともに、それに関わる次世代のリーダー育成が必要となっています。

本町は、町民の多くが感じているように豊かな自然環境に恵まれ、その他にも数多くの資源に恵まれています。これらとともに地域文化を次世代に伝承し、文化・芸術活動の振興や交流活動の促進に努めるなど、人づくりへの取り組みや地域文化の一層の振興を進める必要があります。

5 行財政・協働

地方公共団体においては、地方分権の進展とともに地域の実情や住民ニーズを的確に反映した、自主・自立型経営が強く求められる中、一層の行財政改革が必要とされています。

そのため、職員の能力向上や意識改革とともに、効率的で効果的な行政運営を図る必要があります。また、政策についても町民に分かりやすい説明を行うなど、透明性の高い行財政運営を行うことが重要になっています。

一方で、厳しい財政状況など自治体を取り巻く環境変化の中で、今までどおりの公共サービスを維持するためには、町民と行政が一体となった新たなまちづくりの推進体制の構築が求められています。

そのために、まちづくりの主人公として町民・地域・民間団体・NPO 団体、そして行政がそれぞれの役割を担い、お互いが協力して活動する仕組みづくりが必要となります。

さらに、広域行政では近隣の自治体との連携を密に保ちながら、より複雑化・高度化する住民ニーズに的確に対応していく必要があります。

また、少子高齢化が進み、人口減少と高齢化が進む本町にあって、地域コミュニティの存続、維持が困難になってきている現状もあるため、地域コミュニティの充実について今後検討しなければなりません。

そのため、まちづくりを支える人材を育成し、協働による住民自治を充実・強化する仕組みづくりに積極的に取り組むことが課題となっています。

第5章 時代の潮流

1 人口減少・少子高齢社会の到来

わが国の総人口は平成17年には出生率が死亡数を下回る自然減となり、また65歳以上の高齢者の割合は、近い将来30%を超えると予想され、今後、人口減少・少子高齢化が急速に進行していくものと予想されます。

このことは、人口増加と経済規模の拡大を前提とした既存の社会構造に大きな影響を及ぼし、経済活動の停滞や地域コミュニティの維持、年金・医療・介護に係る負担の増大などの問題が懸念されています。

そのため、安心して子育てができる環境を整えるとともに、高齢者が豊富な知識や経験を発揮できる機会を提供し、世代交流を通じて健康で安心して暮らせる生活環境づくりが求められています。

2 地方分権社会の到来

地方分権は、地方自治体の自主性・自立性を高め、住民に身近な行政にするため国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に積極的に委譲していくものです。

このことで、地域特性を生かした独自の施策や、よりきめ細やかな行政サービスが可能になり、個性あるまちづくりができるようになります。一方では、地方自治体の政策能力と自己決定能力の向上が不可欠になると考えられます。

これからは、住民と行政が共通の課題と目標に取り組み、自主性を発揮した協働によるまちづくりの仕組みづくりなど、簡素で効率的な自治体を目指した行財政改革を進める必要があります。

3 環境社会の創造

世界の人口増加や経済活動の拡大により環境負荷が増大し、地球温暖化や酸性雨、異常気象など、地球規模で環境問題が深刻化しています。

自然環境は我々の生活や経済活動と密接に関わっており、これまでの大量生産・大量消費社会から持続可能な循環型社会への転換を図り、低炭素社会を実現することが必要となっています。

そのため、限りある資源やエネルギーの有効活用を身近なところから考え、事業所や家庭における省エネの徹底、ごみの減量化や資源リサイクルなどの日常生活の質的な改善も急務となっています。

4 高速交通・高度情報化社会の到来

本町やその周辺地域では、東九州自動車道の整備が進んでおり、今後は広域での人や物の交流が活発になると考えられます。

また、インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な発達、時と場所を選ばない情報交換が可能となり、社会経済に大きな変化を与えており、これらの発達は、防犯・防災や医療・福祉など、日常生活における様々な分野での活用が期待されています。

一方では、個人情報保護や情報のセキュリティなど、不利益を被る人が出ないような対策を講じるとともに、行政サービスの効率化を図る必要があります。

5 産業構造の変化と雇用対策

わが国の経済は、平成20年のリーマンショック以降、世界的な金融危機の深刻化、世界同時不況という環境の中、将来の展望が描きにくい状況になっています。直近では経済対策の効果や海外経済の改善などにより、持ち直しの兆しを見せるものの、厳しい雇用情勢やデフレの影響から依然厳しい状況にあります。

なかでも、非正規雇用の増加が社会問題になるなど、雇用情勢においては多くの分野で失業率が高くなっています。そのため、これから成長が見込まれる分野で新たな雇用を創出するなどの雇用対策の必要性が高まっています。

また、近年は消費者のニーズが多様化しており、そのニーズに柔軟に対応するため、物の生産だけでなく、販売や情報の提供などに業務領域を広げたサービスが重視されつつあります。

6 安全・安心社会の到来

近年、国内外で頻発する大地震や局地的な集中豪雨など、自然災害からの安全性の確保への意識が急速に高まっています。また、凶悪犯罪の多発、食の安全をめぐる様々な問題、振り込め詐欺など、犯罪が悪質化・巧妙化しています。

これからは、地域と行政が協力して災害や防犯体制など全ての分野で安全・安心を重視したまちづくりを進めることが求められています。

7 住民参画・協働社会の到来

本格的な地方分権社会の到来により、住民においても「自分たちの地域は自分たちでつくる」という、地域課題の解決に向けた住民活動や住民主導の特色あるまちづくりや、住民と行政との協働といった気運の高まりが全国的に活発化しています。

今後、自立したまちづくりを進めるには、住民・企業・NPOなどが、行政と互いの立場を尊重・理解し、役割分担をしながら協働して取り組む仕組みづくりが求められています。

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

1 基本理念

基本理念とは、本町のまちづくりを進めていく上で基本となる考え方を示すもので、本町に係るすべての人々が共有する規範となるものです。

活かす

本町には豊かな自然や地域資源があります。それらを活かした活気あるまちづくりを進め、自然豊かな魅力あるまちとして次代に引き継ぐことを目標に、町民の力を活かしたまちづくりをめざします。

育てる

次代を担う個性豊かな人と地域づくりは、まちづくりの基本であり、地域に根付いた産業や企業を育成し、共に協力し地域の課題を解決する、協働の新たな仕組みを育てるまちづくりをめざします。

安らぐ

地球規模で進む環境問題に対し環境にやさしいまちづくり、少子高齢化に伴う人にやさしいまちづくりで、子どもから高齢者まですべての町民が安全・安心で安らかな生活を送ることができるまちづくりをめざします。

2 まちの将来像

基本理念を踏まえ、今後のまちのめざすべき姿を示すものとして、次のとおり将来像を掲げます。

まちの将来像

自然と調和した輝くまち新生かわみなみ

川南町は、黒潮が北進する日向灘をのぞみ、平田川の両側には日本屈指の開拓地である国光原、唐瀬原の両台地が広がり、西は上面木山の稜線が続き、年間を通して温暖な気候であるなど、海から山まで多彩な自然環境を持つまちです。

このことは、町民がまちの魅力として高く評価しており、こうした豊かな自然環境は、農林水産業をはじめとした産業活動の基盤となっています。

また、全国各地から農業を志す人々が集まり拓かれた開拓地であることから、川南合衆国と呼ばれ、多くの先人によって培われた歴史や文化など、貴重な地域の資源が次の世代によって、さらに新しい個性を発揮するよう、活かし、育てることが必要です。

本町の新たなまちづくりにおいては、「活かす」「育てる」「安らぐ」を基本理念として、町民・地域・企業・行政が協働し、本町ならではの資源や特性を新しく生み出すことによって、人と町がいきいきと輝く新たなまちづくりを進めます。

さらに、町民誰もが生きがいと充実感を持ち、いつまでも住み続けたいと思えるような、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

3 将来像実現のための基本目標

まちの将来像である「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」の実現に向けて、5つの基本目標を定めます。

① 豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくり

豊かな自然環境を守り育て次の世代へと引き継いでいくため、自然と調和した有効な土地利用と、快適で住みよい生活環境の構築とともに、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。

また、身近に起こる危険から地域ぐるみで助け合う、安全で安心して生活できる快適なまちづくりをめざします。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 土地の有効利用 | 2 道路環境の保全・整備 |
| 3 自然環境と生活環境の保全・整備 | 4 安全・安心の確保 |
| 5 情報化の推進 | |

② 地域の特性・資源を活かした輝くまちづくり

本町が持つ特性や資源を生かした農林水産業・商工業を振興し、互いに連携することで地域経済の活性化を図るとともに、就業環境の改善による雇用の創出と定住促進を図ります。

また、これらの産業と一体となった観光素材や、本町の魅力を発信できる観光を創出し、活気にあふれた人や産業が輝くまちづくりをめざします。

- | | |
|--------------|---------|
| 1 農業の振興 | 2 漁業の振興 |
| 3 商工業の振興 | 4 観光の振興 |
| 5 雇用・労働対策の充実 | |

③ 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

町民すべてが健康で元気に暮らせるように、予防を重視した健康づくりの推進や地域医療体制の確立を図ります。

また、総合的に健康・福祉施策を推進し、高齢者や障がい者が安心して暮らすことができ、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進め、町民と行政との協働による地域福祉体制の整備に努めます。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 健康づくりと地域医療体制の充実 | 2 高齢者福祉の充実 |
| 3 児童福祉・子育て支援の充実 | 4 障がい者（児）福祉の充実 |
| 5 地域福祉の充実 | 6 社会保障制度の健全運営 |

④ 生きる力を育む人づくり、まち文化づくり

家庭・学校・地域が一体となった教育環境を整え、豊かな人間性とたくましく生きる子どもたちを育てるという視点に立った、総合的な教育環境の充実を図ります。

また、生涯学習・スポーツ環境を充実させ、町民1人1人が生涯にわたって学び、生きがいを見つけることができるよう努めていきます。

さらに、郷土の歴史や文化を重んじ、町民すべてが豊かな心を育み、文化を発信するまちづくりをめざします。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 学校教育の充実 | 2 生涯学習の推進 |
| 3 スポーツ活動の推進 | 4 文化・芸術活動の充実 |

⑤ みんなで創るまちづくり

すべての人が平等で、心安らかに暮らしやすい社会の実現をめざします。

また、地域・民間団体・行政などが、まちの将来像である「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」を実現するために、相互に連携する協働のまちづくりを推進します。

さらに、これからの地方分権時代に対応できる行政体制の構築を図り、より簡素で効率的な行財政運営を行います。

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 支えあうまちづくり | 2 開かれた行政 |
| 3 効率的な行政システムづくり | 4 行財政健全化の推進 |

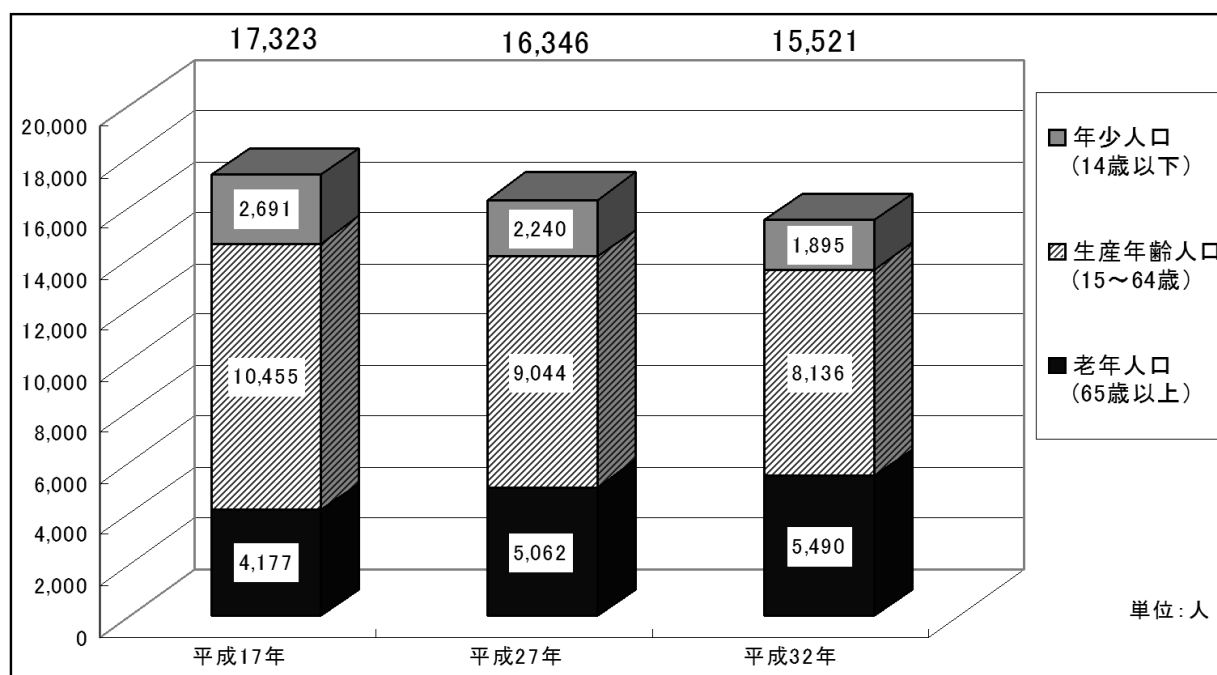
4 将来人口

本町の将来人口を、平成 12 年と平成 17 年の 2 回の国勢調査結果をもとに※コーホート変化率法により推計を行った結果、本計画の目標年次には、さらに少子高齢化が進み人口 15,521 人になることが推測されています。

そこで、本町の持つ豊かな自然環境を最大限に活かした、地域産業の振興や雇用の創出、住環境や子育て支援等を推進することにより人口減少を抑制し、町民・民間団体・行政などが連携して、まちの将来像実現のために各種施策の実施に努めます。

(単位：人、％)

項目	年	平成 17 年	平成 27 年	平成 32 年	年平均増減率	
					H17～H27	H27～H32
総人口		17,323	16,346	15,521	△ 0.56	△ 1.01
年少人口 (14 歳以下)		2,691 (15.5%)	2,240 (13.7%)	1,895 (12.2%)	△ 1.68	△ 3.08
生産年齢人口 (15～64 歳)		10,455 (60.4%)	9,044 (55.3%)	8,136 (52.4%)	△ 1.35	△ 2.01
老年人口 (65 歳以上)		4,177 (24.1%)	5,062 (31.0%)	5,490 (35.4%)	2.12	1.69



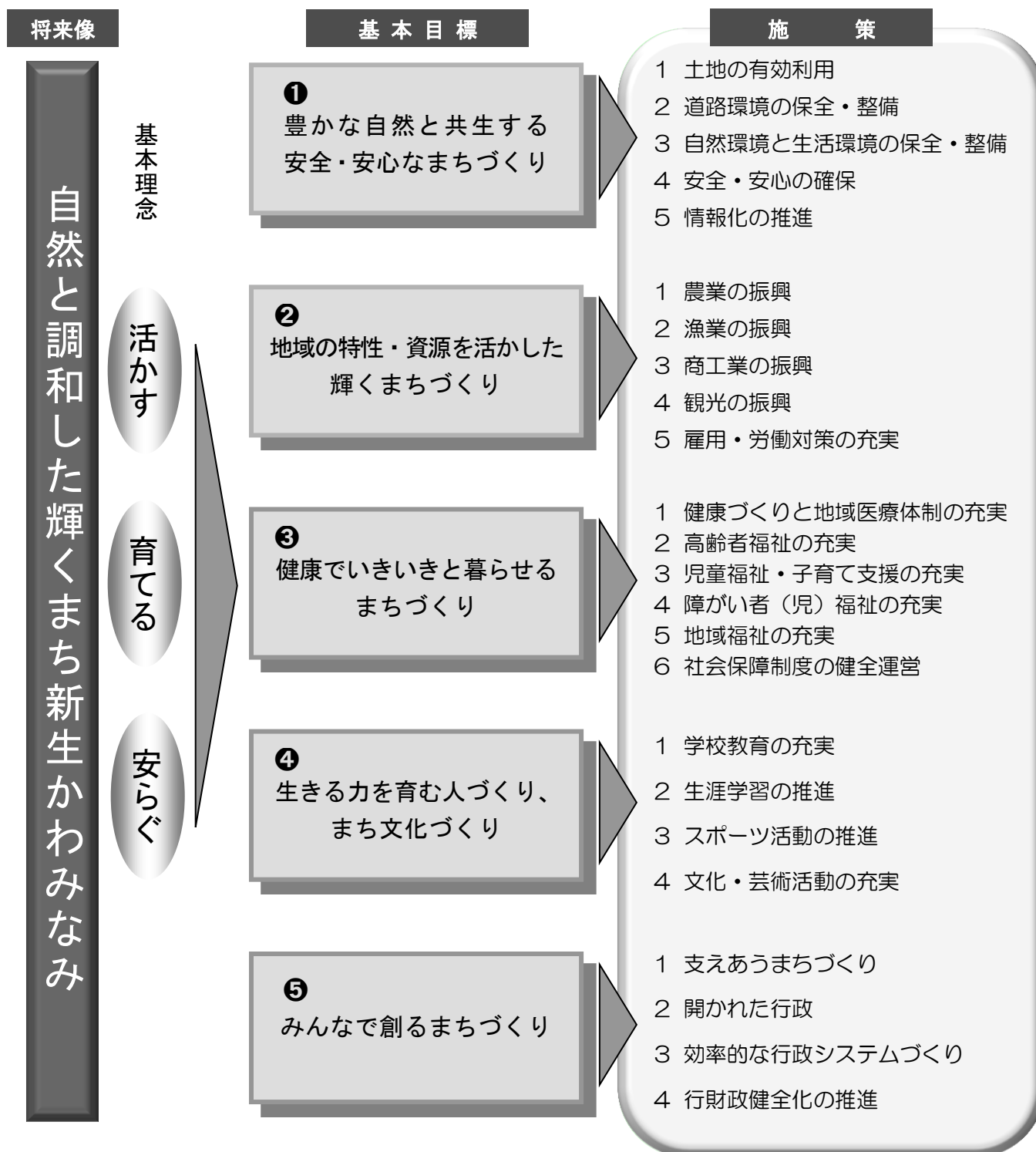
※ コーホート変化率法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法をいいます。
コーホート変化率法は 2 時点におけるコーホートの変化率を用いて推計していきます。

第2章 施策の大綱

1 総合計画の体系

本計画では、下図のとおり計画の体系を定め、総合的、計画的な施策展開を図り、将来像の実現化をめざします。



2 施策の大綱

① 豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくり

(1) 土地の有効利用

活力ある産業と自然環境が調和した、良好な地域環境の形成を図り、まちの一体的な発展のため、土地利用の適正化を前提とした国土利用計画に基づき土地の有効利用に努めます。

(2) 道路環境の保全・整備

安全性と利便性向上のため、重要幹線である国・県道の計画的な改良と整備を関係機関に積極的に働きかけるとともに、身近な生活道路である町道の整備と維持管理を計画的・効率的に進め、老朽化する橋梁の保守・補強等を計画的に推進します。

また、公共交通機関の維持・確保に努めます。

(3) 自然環境と生活環境の保全・整備

豊かな自然を次の世代に継承するため、様々な環境問題へ対応し自然環境の保全を図り、ごみ処理と収集体制の充実、ごみ分別の徹底と4R運動の啓発活動を推進し循環型社会の形成に努めます。

あわせて、快適な生活に欠かせない安全な水の安定供給と生活排水の適正処理を推進し、河川等の水質保全に努めます。

また、定住のための快適な住環境を形成するとともに、町営住宅の計画的な建替えと既存住宅の適正な維持管理に努めます。

(4) 安全・安心の確保

町民が安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりのため、消防団の充実を図るとともに、自主防災組織の育成などに努めます。

また、全国的に発生している凶悪犯罪や重大な交通事故を未然に防ぐため、警察と地域住民が連携し、防犯対策や交通安全対策に取り組むとともに、近年社会問題となっている消費者対策については、啓発と情報提供、相談体制の充実を図ります。

(5) 情報化の推進

町民サービスの向上と自治体経営の効率化のため、情報化を推進し多様な分野での情報サービスの提供を検討していきます。

② 地域の特性・資源を活かした輝くまちづくり

（１）農業の振興

畜産をはじめとして、多彩で特色ある農産物を生産する本町の基幹産業である農業については、家畜の防疫体制の確立、循環型農業の推進、担い手の育成と確保等による経営体制の強化を図ります。

また、尾鈴畑かんをはじめとした農業生産基盤の整備充実、環境保全型農業の促進、遊休農地の解消、農産物の生産性の向上や高品質化、ブランド化を推進するなど多様な取組みに努めます。

（２）漁業の振興

県内でも有数の水揚げ高を有する本町の漁業については、漁業生産の基盤となる漁港施設の整備や漁場環境の整備・保全、流通ルート確立の検討など、漁獲高の拡大と経営の安定に努めます。

（３）商工業の振興

関係機関が一体となり、地元商店街ならではの地域に密着したサービスを提供し、消費者の流出防止を図るとともに、農商工連携による地場産業の育成、地域資源を活用した新たな地場産品の開発と流通ルートの確立に努めます。

また、新たな企業誘致の検討とともに、既存企業の支援と起業の促進に努めます。

（４）観光の振興

観光資源の少ない本町の現状を踏まえ、交流人口の増加を図るため、広域的な視点から地域資源を掘り起こすとともに、特色あるイベントの開催やインターネットをはじめとした観光PR活動の強化、スポーツキャンプの誘致など多面的な取組みに努めます。

（５）雇用・労働対策の充実

全国的に厳しい雇用情勢の中、※第6次産業化の検討など関係機関との連携による就業機会の拡充と雇用の安定確保に努め、若者や後継者の定住促進を図ります。

※ 第6次産業 農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す

③ 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 健康づくりと地域医療体制の充実

町民すべてが健康で長生きできるよう、食育や各種健診等をはじめ子どもから大人まで生涯を通じての健康づくりを推進します。

また、医療機関との連携により町民が安心して医療サービスが受けられる地域医療体制づくりに努めます。

(2) 高齢者福祉の充実

高齢化社会が進行する中、高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域活動への参加や知識を生かした生きがいを推進し、在宅福祉と介護予防の充実に努めます。

(3) 児童福祉・子育て支援の充実

子どもの数が減少し、少子化対策が急務となっている中、安心して子どもを生み育てられるよう、ニーズに即した保育サービスや地域における子育て支援の充実に図ります。

また、ひとり親家庭の生活支援や要保護児童への対応など、多面的な取組みを総合的に推進します。

(4) 障がい者（児）福祉の充実

障がい者（児）が地域の一員として積極的に社会参加できる環境の整備に努めるとともに、自立支援体制の整備を進め、情報提供・相談の充実、保健・医療サービスの充実、教育・療育の充実など総合的な取組みを推進します。

(5) 地域福祉の充実

子どもから高齢者まで、すべての町民が地域の中で安心して暮らせるよう、各種団体との連携を強化し、地域福祉の多様な担い手の育成とサービスの充実に努めるとともに、災害時や緊急時の要援護者と被災者への支援体制を整備し、地域が一体となって助け合い支え合う体制づくりに努めます。

(6) 社会保障制度の健全運営

国民健康保険事業の健全化のため、生活習慣病予防の推進、医療費の適正化に努めます。また、介護保険制度の適正運営に努め、介護給付費の適正化と介護サービスの充実に図ります。

また、国民年金制度に関する周知・啓発活動に努めるなど加入促進を図り、関係機関との連携のもと適正な運用を促進します。

④ 生きる力を育む人づくり、まち文化づくり

(1) 学校教育の充実

明日の本町を担う子どもたちが、集団生活の中で身に付ける人間性の育成が重要であり、学力の向上、学校給食の充実、特別支援教育の推進など、社会変化やニーズに対応し地域の特性を生かした独自性のある教育を推進します。

また、今後の児童・生徒数の減少や施設の老朽化等を考慮し、学校施設の整備・改修を計画的に進めます。

(2) 生涯学習の推進

町民が生涯にわたって学ぶ生涯学習環境の形成のため、関連施設の整備と管理運営体制の充実、学習活動に必要な人材の把握、特色ある講座・教室の開催に努めます。

また、次代を担う青少年の健全育成のため関係機関が連携し、家庭や地域と一体となった社会教育の推進に努めます。

さらに、地域が自立・連携するよう公民館活動の活性化を図ります。

(3) スポーツ活動の推進

スポーツを通じた生きがいづくり、地域づくりをめざし、スポーツ施設と管理運営体制の充実を図り、新しいスポーツを紹介するなど町民1人1スポーツを推進するとともに、体育協会やスポーツ少年団等の育成と指導者の育成・確保に努め、各種スポーツ教室や大会の充実と普及促進を図ります。

(4) 文化・芸術活動の充実

地域文化の継承と新たな文化の創造に向けて、各種文化芸術団体との連携と育成を目的に、文化ホール図書館の運営体制の充実を図り、多様な文化芸術に触れる機会や学習の場の提供充実に努めるとともに、施設設備の計画的な維持管理を図ります。

また、川南湿原をはじめとした文化財の保護と活用について総合的に検討を進めます。

⑤ みんなで創るまちづくり

(1) 支えあうまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働するまちづくりを推進するために、地域コミュニティの育成と活性化を支援し、民間団体等との連携に努めます。

また、人権尊重社会の確立と男女共同参画を図るため、さまざまな場を利用した意識改革と啓発活動に努め、相談体制の充実など環境整備を図ります。

(2) 開かれた行政

住民自治の観点から、広報誌やホームページなどによる広報・広聴活動を一層充実させ、適切な情報の公開・提供を行うことで、町民に対して説明責任を果たし情報の共有化に努めます。

(3) 効率的な行政システムづくり

住民サービスの向上と行政運営の効率化から、現在広域化されている事務事業については、ニーズの多様化・高度化に対応するよう見直しと充実に努め、今後、広域化が有効であると考えられる事務事業について検討を進めます。

また、これまでの取組みを踏まえて、民営化等の時代に即した組織の見直し、職員の資質の向上など町民に信頼され親しまれる行政運営に努めます。

(4) 行財政健全化の推進

本格的な地方分権時代に即した持続可能な財政運営を進めていくため、事務の改善と歳出削減に取り組みます。

また、適正な課税と収納率の向上に努め、使用料等の適正化や公有財産の有効活用等に努め、財政指数を意識した行財政の健全化に努めます。

第3部 基本計画

将来像実現のための5つの基本目標

- 第1章 豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくり
・・・・・・・・・・・・・・・・P29～37
- 第2章 地域の特性・資源を生かした輝くまちづくり
・・・・・・・・・・・・・・・・P39～47
- 第3章 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
・・・・・・・・・・・・・・・・P49～58
- 第4章 生きる力を育む人づくり、まち文化づくり
・・・・・・・・・・・・・・・・P60～67
- 第5章 みんなで創るまちづくり
・・・・・・・・・・・・・・・・P69～73

第1章 豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくり

第1節 土地の有効利用

施策の目的

本町の豊かな自然環境を保全するとともに、基幹産業である農業の一層の発展を図るため、優良農地の確保に努め、町土の有効利用を推進します。

現状と課題

本町はこれまで、農地法や農業振興地域整備計画に基づき、農用地域内の優良農地の効率的な利用の確保を図るとともに、不耕作目的、投機目的等による農地の取得防止に努めてきました。

しかし、グローバル化をはじめとした農業情勢の大きな変化に対応するため、関係機関との連携により、耕作放棄地の解消と農地の利用集積を図る必要があります。

宅地については、用途区域を主とした住み分けを推進するなど、自然環境と共生した土地利用に努めることが重要となっています。

国土利用計画法における無届案件が増加傾向にあるため、無届案件解消のため届出基準の周知を図るとともに、登記情報から調査を進める必要があります。

施策の内容

(1) 土地の有効利用

- ・安易な農地転用や耕作放棄地の増加を防止し、優良農地の確保、農業生産基盤の充実を図ります。
- ・農用地等の整備・保全を含む総合的な農業振興計画を策定します。
- ・農地転用については、自然環境の保全を踏まえた規制を行います。
- ・自然環境に配慮した住宅地の整備を図ります。

(2) 国土利用計画法の適正な運用

- ・国土利用計画法における届出基準の周知徹底を図ります。
- ・土地の所有権移転後の活用状況を調査・把握します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
耕作放棄地面積	ha	66	60	農業委員会調べ

主要事業

主要事業	
農用地の安易な転用の防止	自然環境と共生する宅地の開発指導
耕作放棄地の削減	国土利用計画法の適正な運用

第2節 道路環境の保全・整備

施策の目的

町民生活の向上と地域の経済発展のため、良好な道路環境を維持するとともに、適切な道路交通網の確保に取り組み、効果的かつ効率的な道路整備に努めます。また、進展する高齢化社会に対応した公共交通の維持に努めます。

現状と課題

本町の道路状況として、重要幹線である国・県道については、安全性・利便性向上のため、継続して道路整備を働きかけていく必要があります。また、町道認定された道路延長は約458km（平成21年度現在、規格改良済28%、舗装率92%）となっており、東九州自動車道のアクセス道や幹線町道については順調に整備が進んでいます。都市計画道路については、長期に渡り未着手の路線が多いため、見直しを行う必要があります。

近年は、老朽化による舗装劣化等が進行しており、道路の維持管理に対する役割が非常に大きくなってきています。そのため異常箇所の早期発見に努め、早い段階での修繕補修を進める事で、道路の延命化を図っていく必要があります。また、良好な道路環境を維持するため、地域と一体となった持続的な道路環境整備に努める必要があります。

橋梁については、長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕を行っていく必要があります。

交通安全対策については、危険箇所や要望箇所について施設の設置や更新を行っています。今後も道路の安全対策を講じ、安全で快適な道路づくりを推進する必要があります。

公共交通機関としては、JR日豊本線と路線バス及びコミュニティバスがあります。これらは、町内外への通勤通学や通院等に利用されているため、今後もこの路線を維持することが必要となっています。町の運営するコミュニティバスについては、現在9つの路線で運行していますが、利用者が伸び悩んでいる状況です。今後は交通弱者の移動手段として充実を図る必要があります。

施策の内容

- (1) 重要幹線の整備
 - ・道路網の基幹となる国・県道の整備促進を関係機関に要望します。
 - ・幹線町道の計画的な整備に努めます。
 - ・長期末着手の都市計画道路を見直し、安全性・利便性を考慮した整備に努めます。
- (2) 道路の維持管理
 - ・舗装の老朽化による劣化等の現状調査及び効果的な対策に努めます。
 - ・異常箇所の早期発見及び適切な維持補修に努めます。
 - ・地域との連携による持続的な道路環境整備に努めます。
 - ・橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕・補強を行います。
- (3) 道路の安全対策
 - ・道路の交通安全施設等の整備・充実を図ります。
 - ・歩行者の安全を確保するための道路安全対策に努めます。
- (4) 公共交通機関の確保
 - ・関係機関と連携し、ＪＲに対して利便性向上と環境整備を要請していきます。
 - ・公共交通機関間の連携を図り、利便性の向上を図ります。
- (5) コミュニティバス運行の効率化
 - ・経費の削減に努め、継続的な運行を目指します。
 - ・利用者増加を図る取組みを実施します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
町道改良率	%	27.8	28.8	川南町道路台帳調書
コミュニティバス運行経費に係る運賃収入の割合	%	19.8	22	総合政策課調べ

主要事業

主要事業	
社会資本整備総合交付金事業	交通安全施設整備事業
地方特定道路整備事業	コミュニティバス運行委託事業
道路維持補修事業	

第3節 自然環境と生活環境の保全・整備

施策の目的

本町の豊かな自然環境を守るため、ごみの減量化、公害防止に努めます。また、森林の多面的機能を保全・管理していく施策を推進します。さらに、生活雑排水の適正処理を推進し、河川等の水質保全に努めます。

町民が、健康で文化的な生活を営んで暮らせるよう、良好な住環境の整備を図るとともに、安全・安心な水道水の安定供給を維持します。

現状と課題

本町ではごみ減量とリサイクル促進のため、ごみ処理の有料化、分別の細分化を実施していますが、可燃ごみを中心にごみの量は増加傾向にあります。また、不法投棄や野外焼却が散見されることから、ごみ問題に対する意識の高揚が課題となっています。

塵芥収集については、今後経費や作業効率などの面から、委託の方向性を検討する時期にあります。

畜産環境問題については、口蹄疫により牛・豚等の家畜が全頭殺処分されたことから、再開に向けて堆肥舎等の処理施設の改善を推進し、畜産公害の無い町が求められています。また、大量の家畜が埋却されたことから、地下水への影響を監視していく必要があります。

これまで本町は、森林整備計画や森林施業計画に基づき、町有林の下刈や除伐、植栽と森林団地の効率的な管理を推進してきました。既存経済森林については、木材価格の回復が見込めないため、長伐期施業への移行を推進しています。また、伐採跡地については、スギ・ヒノキが中心の植樹から、広葉樹を含めた植樹体系への転換を進めることで、森林の多面的機能を高める必要があります。

生活雑排水対策については、公共下水道事業及び漁業集落排水事業の管路整備が完了し、今後は施設の維持管理と加入促進が課題となっています。併せて、合併浄化槽設置整備事業により、下水道処理区域以外の排水対策に取り組んでいます。水洗化率は、44.7%（平成21年度末現在）となっており、生活スタイルの変化によりトイレの水洗化及び浄化槽の設置は進んでいますが、今後は単独浄化槽の更新が課題となっています。

住環境の整備については、地震の被害から町民の生命・財産を守るため、現在の耐震基準に合わない住宅を対象に耐震化を促進し、今後新築される建築物については、建築確認申請時の審査業務を関係機関との連携により強化する必要があります。

町営住宅については、新しく間取りの広い住宅への入居要望が強いため、建替や既存住宅の改善に取り組む必要があります。今後は、「川南町公営住宅ストック計画」「川南町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や改善を計画的に実施していくこととしています。

本町水道事業は、昭和50年に広域簡易水道事業として創設し、この間、生活水準の向上による水需要の増加に伴い第3次まで拡張整備を行いました。現在は、上水道と平成7年に創設した簡易水道及び飲用水供給施設の3水道施設を管理しており、水道普及率は96.5%となっています。

過去5年間の水需要は、ほぼ横ばい状態でしたが、今後は人口の減少や節水意識の向上により、減少傾向に転じるものと考えられます。水道事業の財政状況は良好な状態にあります。取水浄水施設については、老朽化のため更新の必要があります。また、管路については、特に耐震性の低い石綿管の更新を進めてきましたが、その他の管種も含めて、老朽管更新に新たな計画的事業投資が必要となります。一方、耐塩素性微生物対策のため、深井戸水源の開発が課題となっています。

施策の内容

(1) ごみ減量・リサイクルの推進

- ・ごみ問題や環境問題について、市民の意識高揚を図ります。
- ・廃棄物減量化推進員の資質向上を図り、ごみ減量化を推進します。
- ・塵芥収集作業委託の方向性を明確にします。

(2) 公害対策の推進

- ・環境パトロールにより公害発生の抑止に努め、原因者への指導徹底に努めます。
- ・河川等の定期的な水質検査を実施し、状況の把握に努めます。
- ・堆肥舎等の処理施設の改善を推進し公害防止に努めます。
- ・家畜の埋却地周辺の水質検査を実施し、環境への影響を監視します。

(3) 森林の維持・管理

- ・伐期を迎えた町有林については、間伐実施により長伐期施業への移行を行います。
- ・水源涵養や災害防止のため、主伐後の植樹については、広葉樹を含めた森林形態への転換を進めます。
- ・森林の集約化施業を推進し、低コストで持続可能な森林施業の確立に努めます。

(4) 生活雑排水対策

- ・下水道への加入促進に努めます。
- ・下水道事業に公営企業会計を適用し、資産の適正管理と事業の継続に努めます。
- ・循環型社会形成地域計画に基づき、合併処理浄化槽設置を推進します。

(5) 住宅の建替、維持・改善

- ・既存入居者に負担の少ない建替を行います。
- ・「川南町公営住宅等長寿命化計画」に合わせ、良好な住環境の整備を図ります。
- ・建築物の耐震化を推進します。

(6) 水道水の安定供給

- ・安全な水を供給するため、水質管理の徹底を行います。
- ・主要施設の更新を計画的に行うとともに、耐震性の低い管種や、経年劣化が進行した基幹管路は、順次更新します。
- ・地図情報システム、配水監視システムを活用し、効率的な漏水調査を行います。
- ・耐塩素性微生物対策のため、新規水源の開発を行います。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
町内排出総ごみ量	t	3,852	3,660	西都児湯環境整備事務組合調べ
公害苦情件数	件	89	75	環境対策課調べ
複層林面積	h a	0	10	森林簿
水洗化率	%	44.7	53.7	上下水道課調べ
町営住宅建替戸数	戸	19	43	建設課調べ
バリアフリーの町営住宅戸数	戸	45	69	建設課調べ
新耐震基準に適合する住宅戸数	戸	177	201	建設課調べ
低耐震管比率(口径100mm 以上)	%	15.4	7.7	上下水道課調べ

主要事業

主要事業	
ごみ減量、リサイクル促進事業	公営住宅ストック改善事業
不法投棄対策事業	公営住宅等長寿命化事業
間伐材等森林整備促進事業	建築物耐震化促進事業
複層林促進事業	老朽管更新事業
合併処理浄化槽設置整備事業	浄配水設備更新事業
下水道加入促進事業	水源開発事業
公営住宅建替事業	

第4節 安全・安心の確保

施策の目的

自然災害や有事等から町民の生命と財産を守るため、避難・救護・復旧対策の体制確立を図ります。また、火災の消火・救急救助活動に適切に対処するため、消防力の充実に努めます。

関係機関・団体と連携を強化し、交通事故や犯罪のない地域を目指します。

消費者の生活安定と向上を図るため、消費者意識の高揚と正しい知識の普及に努めます。

現状と課題

地震・風水害等の自然災害や有事の際に、町民の生命と財産を守り、被害を最小限に留めることは、極めて重要な課題です。本町では、これまで防災行政無線の整備・消防団員の確保・東児湯消防組合の整備充実・災害時に避難場所となる学校施設の耐震化などを進めてきました。また、防災計画や国民保護計画を策定するなど、総合的な体制づくりを図ってきました。

今後も、災害等に適切に対処するため、消防防災体制の整備充実を図っていく必要があります。また、災害時における地域住民の役割が再認識されており、自主防災組織等の地域組織の育成が課題となっています。

宮崎県は人口 10 万人当たりの交通死亡事故件数が、全国ワースト 5 位（平成 21 年）となっています。また、本町では平成 17 年から 21 年までの 5 年間に 7 件の交通死亡事故が発生しており、交通安全対策が大きな課題となっています。その対策として、交通安全施設の充実に努めるとともに、交通安全に対する意識高揚を図る必要があります。

近年、全国各地で頻発する凶悪事件や子どもが被害を受ける事件が発生しています。地域の安全対策は、警察や行政だけでは十分な効果を発揮することが困難であり、地域や家庭が連携し、犯罪のないまちづくりを目指すことが重要となっています。

また、消費者ニーズの多様化や多種多様な商品やサービスの登場、情報化の進展により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者問題も複雑化しています。中でも悪徳商法や訪問販売などによるトラブルが増加しており、特に高齢者への被害が目立っています。

本町においては、消費者問題に関するパンフレットの配布や広報紙等を通じた意識啓発に努めていますが、今後は町民の身近な相談窓口として、相談体制の充実が求められています。

施策の内容

- (1) 消防・防災対策
- ・川南町地域防災計画の見直しを行います。
 - ・自主防災組織の育成を支援し、地域組織を主体とした防災対策を行います。
 - ・消防団の団員確保と消防団の再編を含めた組織の強化を図ります。
 - ・消防水利の整備や消防設備資機材の計画的な更新を行います。
- (2) 交通安全対策
- ・関係機関と連携し、交通環境の整備を進めます。
 - ・地域・各種団体と連携し、特に交通弱者に対する安全教育の強化を図ります。
 - ・交通安全意識の高揚に努めます。
- (3) 防犯対策
- ・町民の安全を確保するための環境整備を行います。
 - ・地域の自主的な安全活動を支援し、防犯意識の高揚に努めます。
- (4) 消費活動対策
- ・消費者問題に関する正しい知識の普及と、被害防止のための啓発活動に努めます。
 - ・関係機関と連携し、消費者の保護と被害の未然防止に努めます。
 - ・消費者問題等に関する町民の身近な相談窓口としての体制強化に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
自主防災組織数	団体	1	6	総務課調べ
町内交通事故件数	件	139	100	総務課調べ
消費者に関する講演 会等の開催	回	0	4	総合政策課調べ

主要事業

主要事業	
自主防災組織育成事業	地域防犯組織助成事業
消防資機材更新事業	消費者行政推進事業
交通安全教室事業	

第5節 情報化の推進

施策の目的

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、利便性の高い電子自治体の取り組みを推進します。また、情報通信環境の改善について検討します。さらに、効率的な行政情報システムの構築に努めるとともに、職員の情報処理能力の向上に努めます。

現状と課題

情報化が進む現代にあって、届出・申請等の行政手続のオンライン化など、より市民の利便性の高い電子自治体の取り組みを推進する必要があります。

情報通信環境については、総務省のＩＣＴ維新ビジョン 2.0 の「光の道」100%にあるように、光ファイバー網の整備を推進していくことになっており、本町としても超高速ブロードバンド網の整備について検討していく必要があります。

行政情報システムについては、総務省の緑の分権改革で、自治体の行政情報システムにクラウドコンピューティングを活用し、30%の経費節減を掲げています。次期システムについては、クラウドコンピューティングなどのＩＣＴ技術を活用し、より安全でより効率的な行政情報システムの構築を図っていく必要があります。

施策の内容

- (1) 行政サービスのオンライン化への取組
 - ・申請・届出などのオンライン化について検討していきます。
- (2) 超高速ブロードバンド網整備の検討
 - ・国や通信事業者の今後の動きを注視し、整備可能な方法について検討していきます。
- (3) 効率的な行政情報システム
 - ・ＩＣＴ技術を活用し、効率的で安全な行政情報システムの構築に努めます。
 - ・職員の情報処理能力の向上に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
行政情報システム関連費用の削減率	%	-	30	総合政策課調べ

主要事業

主要事業	
電子自治体への取り組み	効率的な行政情報システムの構築
超高速ブロードバンド網整備の検討	

第2章 地域の特性・資源を活かした輝くまちづくり

第1節 農業の振興

施策の目的

本町の基幹産業である農業の持続的発展のため、認定農業者を中心に施策を集中させることにより、意欲ある担い手を確保・育成します。

また、優良農地の確保に努めるとともに、農地の保全と耕作放棄地解消などの事業推進を図り、営農意欲及び土地生産性を向上させ、農業経営の安定化を目指します。

現状と課題

認定農業者については、国・県とともに農業制度資金の優遇制度や各種補助事業の導入など、農業経営の基盤強化に努めてきました。また、農業後継者の育成については、SAP 活動への支援など農業学修の推進、後継者組織の充実を図ってきました。

しかし、近年の農業を取り巻く情勢は大きく変わり、これまで築いてきた営農体系を見直す必要があります。特に、原油・飼料価格の高騰など外的要因に大きく左右されない農業経営や、家畜飼養頭数の適正化など、新しい営農体系の確立が必要です。

農用地については、農地法や農業振興地域整備計画に基づき農用地区域内の優良農地の確保と効率的な利用を図っています。また、農地パトロールの実施により、遊休農地の現状を把握し、改善指導や地域の担い手へ集積を行っています。

不耕作目的、投機目的等による農地の取得を防止するため、遊休農地の所有者の把握に努め、農地などが生産性の高い経営体によって効率的に利用されるように促すとともに、農地の作付形態を把握し調整を行いつつ、優良な農地の確保を行う必要があります。

幹線用水路については、完成後 50 年以上経過しているものが多いため、補助事業を活用した補修、改修工事を進めています。また、用水対策については、農地・水・環境保全向上対策事業を活用して整備、補修工事を実施しています。今後は、劣化が著しい箇所について、計画的に整備を実施していく必要があります。

排水対策については、県の補助事業や町単独事業により整備を進めていますが、農業用排水路を住宅排水として利用している場合もあるため、排水路の現状を把握し、施設の保全を検討する必要があります。

国営パイプラインから末端の畑かん施設（支線、給水栓）については、受益地を 10 地区に分け平成 13 年度から平成 33 年度までの工期で計画的に整備を進めています。現在、給水栓が設置されたほ場においては、青鹿ダムを水源とした暫定通水により、水を有効活用した営農が展開されています。国営事業の完了後は、国・県営事業で造成された施設を管理する新たな土地改良区を設立する必要がありますが、設立には受益者の 2/3 以上の同意が必要となるため、畑地かんがいの重要性を積極的に PR していく必要があります。

畜産においては、家畜の増頭や豚オーエスキー病清浄化地域を目指し、各種施策に取り組んできました。しかし、口蹄疫の発生により町内の牛と豚が全て殺処分されたため、防疫体制・飼育環境の再構築が求められています。今後は、耕種と畜産とが連携した地域農業の取り組みや、地域が一体となった「産地がアピールできる生産基盤づくり」に取り組む必要があります。

施策の内容

- (1) 担い手の確保
 - ・認定農業者制度を有効活用します。
 - ・農業経営改善計画の目標と実績を比較検討し、簡易経営診断を推進します。
- (2) 優良農地の確保
 - ・農用地等の整備・保全を含む総合的な農業振興計画を策定します。
 - ・農用地区域の見直しを行います。
 - ・農地の転用について規制します。
 - ・農地を効率的な生産基盤として整備します。
- (3) 農地の効率的な利用
 - ・農地の権利移動について規制します。
 - ・遊休農地の解消に努めます。
 - ・効率的な経営体の育成に向け、農地の利用集積を促進します。
- (4) 用水路の整備
 - ・水路の長寿命化を図るため、計画的に補修・補強を行います。
 - ・地域が一体となった保全活動を支援します。
- (5) 排水路の整備
 - ・現状調査を行い、各種補助事業を活用した整備を進めます。
- (6) 畑かん事業の推進
 - ・畑かん事業のPR 活動を行い、事業の推進を図ります。
 - ・畑かんによる実証試験を進め、生産性・収益性の高い作物の選定を行います。
- (7) 畜産農家の再生
 - ・「特定疾病のない地域」を目指した家畜の導入を行います。
 - ・周辺環境に配慮した畜産環境の整備・家畜排せつ物の適正処理に取り組みます。
 - ・飼料自給率の向上を図るため、飼料用稲や飼料用米の供給体制の強化に取り組みます。
 - ・家畜伝染病などの早期発見・早期通報体制や関係機関との迅速な情報交換を行い、生産者との情報の共有化を図るシステムづくりに取り組みます。
 - ・防疫対策の徹底を行い、自衛防疫の確立と地域での防疫体制の強化を行います。
 - ・家畜防疫の知識向上のため研修会を行います。
- (8) 産地構造の確立
 - ・第6次産業化、ブランド化を推進し、付加価値の高い産地づくりに取り組みます。
 - ・農業経営の安定化を図ります。
 - ・生産者団体との連携を強化し、販路拡大に努めます。
 - ・環境に配慮した資源循環型産地確立のため、耕種農家との連携強化に取り組みます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
簡易経営診断受診数	経営体	1	30	決算書（農家保有）
農業経営改善計画における目標達成率	%	3	6	農業経営改善計画
飼養農家戸数・家畜飼養頭数	頭数	97,334	78,000	家畜等飼養頭数調べ

主要事業

主要事業	
農業経営基盤強化促進事業	県営農地保全整備事業
農地集積円滑化事業	農地・水・環境保全向上対策
農地制度実施円滑化事業	県営畑地帯総合整備事業
国営造成施設管理体制整備促進事業	優良家畜導入事業利子補給事業
優良農地創出事業	優良家畜導入事業
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	地域防疫対策事業



殺処分された家畜を供養するための畜魂碑

第2節 漁業の振興

施策の目的

県内有数の水揚げを誇る本町の水産業は、産業の一翼を担っています。水産業の更なる発展のため、稚魚放流などの資源対策、効率的な漁業経営のための漁業施設の建設整備を推進します。

現状と課題

近年、マグロの水揚げの伸びに伴い、漁船が大型化していることから、港湾や石油タンクなどの大型のハード事業整備が進められています。一方、マグロ漁への漁種転換により、漁船の建造、整備に多額の資金を必要とすることから、経営を圧迫する一因となっています。

沿岸漁業については、稚魚放流や魚礁設置などの対策を実施し、一定の漁獲量を確保していますが、魚種・漁獲量ともに減少傾向にあります。その対策として、引き続き稚魚放流と魚礁設置を実施するとともに、新たな施策の検討が求められています。

施策の内容

- (1) 地元沖どれの魚のブランド化
 - ・地元沖どれの魚のブランド化を推進し、消費拡大に努めます。
- (2) 放流稚魚の追加・見直し
 - ・消費者の声を参考に、新たな需要を掘り起こし、放流魚種の追加・見直しを検討します。
- (3) 加工・販売の検討
 - ・これまでの獲るだけの漁業から、獲り、加工し、販売する漁業を検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
宮崎県水産物ブランド品	品目	0	1	農林水産課調べ
放流魚種	種	3	4	農林水産課調べ

主要事業

主要事業
いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会事業
稚魚放流事業

第3節 商工業の振興

施策の目的

商工会や地場産業振興会などの関係機関と連携し、商業機能の維持や町内外の消費者の誘導に努め、商業の活性化を図ります。

地域経済の活性化と雇用の場の確保のため、地域特性に合った企業の誘致と支援に努めます。

現状と課題

町の商業は、近年の消費者ニーズの多様化、商圈の広域化などにより消費者の町外流出が進み、商業店舗数は減少傾向にあります。また、郊外型の大型商業施設の充実や東九州自動車道の整備、インターネットショッピングの普及などに伴い、今後の経営環境がさらに厳しくなることが予想されます。

本町ではこれまで、「軽トラ市」「電飾大作戦」「ザ・フェスティバル・イン・トロントロン」などに代表される各種イベントが開催され、町内外から高い評価を受けています。今後は、各種イベントの集客力等を商工業の活性化に繋げていくことが課題となっています。

本町の工業は、事業所数28 従業員数 1,379 人 製造品出荷額 392 億円（平成20年現在）となっており、近年はほぼ横ばいの傾向にあります。しかしながら、グローバル化や新興国の躍進、円高などにより国内産業の空洞化が進展しており、地域産業への影響が懸念されています。

今後は、農商工連携や第6次産業化により、本町の地場産品に付加価値を付け、地域産業を活性化することが重要です。

塩付工業団地では分譲中の面積が約37,000㎡（平成22年現在）あり、低迷する経済状況の中、企業誘致が困難な状況下にあります。地域経済の浮揚のため地域特性に合った企業誘致を進めていく必要があります。

施策の内容

（1）商工業への支援

- ・商工会と連携し、商工業の経営の健全化や人材育成に努めます。
- ・公的資金融資制度の活用を図ります。

（2）地域性を活かした事業振興

- ・地場産業の各種展示会や見本市などへの積極的な参加を支援するとともに、地域特性を活かした商品開発を支援します。
- ・農商工連携による農家民泊の開設・農業体験・朝市・観光など地域の資源や特性を生かした取り組みの充実を図ります。

（3）企業誘致の推進

- ・関係機関と連携を図り、地域特性に合った企業誘致を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
商業商店数	店舗	156	150	商業統計調査
年間商品販売額	億円	226	200	商業統計調査

主要事業

主要事業	
金融支援事業	企業誘致
地場産業振興事業	農商工連携推進事業



口蹄疫からの復興を誓う商店街

第4節 観光の振興

施策の目的

町の自然環境や特産品を活かし、滞在型・体験交流型の観光を推進していきます。

また、充実したスポーツ施設を活用し、スポーツキャンプ誘致などの誘客活動を推進します。さらに、魅力ある各種イベントを開催し交流人口の増加を図ります。

現状と課題

有名な観光資源の乏しい本町では、これまで「ザ・フェスティバル・イン・トロントロン」「軽トラ市」「電飾大作戦」「ウエスタンカーニバル」「モーツアルト祭」などのイベントを積極的に開催しています。これらのイベント来場者数は合計で 299,000 人（平成 21 年度）となっており、それぞれ町内外から多くの方が訪れる集客力のあるイベントに成長しています。

また、充実した町運動公園を活用しスポーツイベントやスポーツキャンプ誘致を積極的に推進し、野球を中心に 19 チーム（平成 21 年度）のキャンプを誘致しました。

このような取り組みにより、本町を訪れる観光客等は着実に増加しており、今後も魅力あるイベントなどを開催し、交流人口の増加に努めていく必要があります。

また、観光ニーズが多様化する中、本町の自然や基幹産業である農林水産業などの地域資源を活かし、農商工連携による農業観光ビジネスの推進、滞在型・体験交流型の観光振興に取り組むことが必要です。

施策の内容

（１）特色ある観光の推進

- ・本町の自然環境や基幹産業である農林水産業を活かし、農商工連携した交流・体験型及び滞在型観光を推進します。
- ・運動公園を拠点としたスポーツイベント、スポーツキャンプ誘致を積極的に推進します。
- ・観光資源や歴史・文化を活かした多彩な交流イベントを展開し、観光客誘致に努めます。
- ・広域的な観光ネットワークを推進し、魅力ある観光ルートの構築に努めます。

（２）受入れ体制の整備

- ・地域が一体となった観光の推進を図るよう、行政・商工会・観光協会・農業者などが連携した推進体制の確立を図ります。
- ・「おもてなしの心」の醸成を推進します。

（３）PR誘致活動の強化

- ・インターネットを活用した情報発信など積極的な宣伝活動を行い、的確な観光情報の提供に努めます。

（４）人づくりの推進

- ・三大開拓地交流事業をはじめとした、交流を通じた人づくりを推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
イベント来場者数	人	299,000	305,000	総合政策課調べ
スポーツキャンプ等 利用者数	人	11,896	12,700	総合政策課調べ

主要事業

主要事業	
広域観光ルート構築	人づくり交流事業
農商工連携による滞在型・体験交流型の観光推進	



軽トラ市の様子

第5節 雇用・労働対策の充実

施策の目的

経済情勢が厳しく、新たな企業を町独自で誘致することは非常に困難な情勢です。そのため、企業誘致を積極的に行っている宮崎県と連携し、新たな雇用創出に努めます。

また、本町の基幹産業である農業・漁業の第1次産業と第2・3次産業を連携させ、農水産物などの「地域資源」に新たな付加価値を与えることにより地域振興を進め、雇用の創出を図ります。

高齢者・障がい者を含めたすべての労働者が、働きやすい環境づくりの普及啓発に努めます。

現状と課題

雇用環境については、長引く景気の低迷のため求人者数も年々減少し、雇用の状況は厳しいものとなっており、宮崎県の有効求人倍率は0.49倍、高鍋公共職業安定所管内では0.42倍（平成22年10月現在）となっています。また、口蹄疫被害による失業者に対する新たな雇用の創出を、関係機関が一体となって取組むことが求められています。

本町では、生産者自身による加工・販売への取組が見られ、新たな雇用が生まれています。今後は、第6次産業化・農商工連携による新たな雇用の機会を創出するため、取組みへの支援を強化する必要があります。

少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少していく中、年齢・障害の有無・性別にかかわらず、誰もが個人の能力を発揮できる労働環境を整えることが重要となっています。

施策の内容

- (1) 企業誘致による雇用の創出
 - ・宮崎県と連携した企業誘致を推進し、新たな雇用創出に努めます。
- (2) 第6次産業化・農商工連携
 - ・第6次産業化・農商工連携による新たな雇用創出に努めます。
- (3) 労働環境の改善
 - ・ハローワーク等と連携し、年齢や能力に応じた就業機会の確保に努めます。
 - ・多様な職業訓練機会の確保に努めます。
 - ・男女の役割分担意識の改革や、高齢者・障がい者がその能力を十分発揮できる職場環境づくりの普及啓発に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21年度)	目標値 (H27年度)	備考
町内従業員数	人	6,122	6,500	企業統計調査

主要事業

主要事業	
企業誘致による雇用創出	労働環境改善の普及啓発事業
地域資源を活用した雇用創出	

第3章 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

第1節 健康づくりと地域医療体制の充実

施策の目的

健康で明るく生き生きと暮らせる社会づくりのために、病気の早期発見や治療にとどまらず、健康を増進し発病予防に努めます。そのため、生活の質の向上を図り、町民1人1人が生涯にわたって自主的に健康づくりに取り組むよう支援します。

少子高齢化の進展や生活習慣病の増加などに伴う医療ニーズの多様化に対応し、町民がいつでも適切な医療が受けられる地域医療、救急医療体制の充実に努めます。

現状と課題

本町はこれまで第4次長期総合計画に基づき、基本計画に掲げた施策を計画的に実施してきました。各種健診（検診）や予防接種の受診率、健康教育や健康相談の参加者数などは順調に推移しており、町民の健康増進に一定の成果が上がっています。更に乳児から高齢者までの健康づくりを推進するためには、個別支援を基本として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携の強化が望まれます。

子どもたちが、健やかに成長していくため、これまで実施してきた母子保健活動、感染症予防対策及び食育は継続的に実施することが必要です。また、家庭訪問や育児相談により、発育や発達の異常の早期発見はもとより虐待の早期発見と予防に努めることが重要です。

めまぐるしく変化する社会にうまく適応できずに、負債や健康不安を抱えている人が増加しています。これらの人達の心のケアを実施し、自ら命を絶つ人を出さないよう対策を進めることが求められています。また、地域医療体制としては、県、医師会等関係機関と連携を図りながら、医療の充実に努める必要があります。

施策の内容

（１）母子保健の充実

- ・「川南町次世代育成支援行動計画」に沿って健康診査や育児相談の充実を図ります。
- ・「障害者計画」に基づき、関係機関と連携し発達障がい児の支援を行います。
- ・予防接種に関する正しい知識の普及啓発を行い、接種率の向上に努めます。

（２）成人、高齢者保健の充実

- ・「川南町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」「特定健診実施計画」及び「健康増進計画」に沿って様々な取り組みを実施します。
- ・生活習慣病の予防と医療費の削減を図るため、各種検診と保健指導の充実を図ります。

（３）精神保健事業

- ・「障害者計画」に基づき、精神障がい者に対し、早期治療の指導、デイケア活動等による回復を図り社会復帰を促進します。
- ・口蹄疫の影響による心のケアを精神保健の一環としてフォローしていきます。

（４）感染症予防対策

- ・感染症予防に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

(5) 自殺予防対策の推進

- ・「健康増進計画」に基づき、自殺対策に取り組みます。
- ・悩みを抱える人たちに対しての、心のケアに努めます。

(6) 地域医療の充実

- ・救急医療については、広域的な対応により体制の確保に努めます。
- ・町内の医療機関の協力により日曜及び祝祭日在宅当番制度を存続していきます。

(7) 食育の推進

- ・各年代に応じた食育活動の充実を図ります。
- ・食生活改善推進員等のボランティア活動を推進します。
- ・食育活動の普及・推進のため、関係団体との連携を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
12 歳児 1 人あたりむし歯本数	本	1.06	1	学校歯科検診データ

主要事業

主要事業	
母子保健事業	女性特有のがん検診推進事業
むし歯予防事業	予防接種事業
精神保健事業	食育事業
自殺予防対策事業	栄養改善事業
健康増進事業	

第2節 高齢者福祉の充実

施策の目的

少子高齢社会、核家族化が進む中で、すべての高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるよう、知識や経験を活かした生きがいをづくりを推進します。また、高齢者が安心して自立した生活が送れるよう在宅福祉の充実に努め、介護予防に取り組みます。

現状と課題

本町の高齢化率は、25.5%（住民基本台帳人口、平成21年10月現在）で、全国平均の22.7%（国勢調査及び人口推計）よりも高くなっています。また、高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加し、介護の必要な高齢者も増加傾向にあります。このような情勢の中、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らせるよう、関係機関などと連携した施策を進めています。

今後も、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護予防の推進、在宅福祉の充実に努める必要があります。また、地域全体で高齢者を支え合うケア体制づくりを推進し、高齢者が生きがいをもって積極的に社会参加できる環境づくりが必要となっています。

施策の内容

（1）高齢者に関する施策の推進

- ・「川南町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿って、高齢者に関する総合的な施策の推進に努めます。

（2）生きがいをづくりと在宅福祉への支援

- ・高齢者同士や世代間の交流を進めるなど、地域活動への参加を推進します。
- ・長寿会や各種クラブなどの組織強化を進めます。
- ・高齢者が安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ・地域と連携し孤独感の解消や自立生活の支援に努めます。

（3）介護予防事業の充実

- ・高齢者の要支援・要介護状態を防ぐため、心身機能の維持向上と健康づくりを推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
げんきアップ事業参加者数（実人数）	人	37	80	健康福祉課調べ
地域ふれあい事業参加者数（延人数）	人	2,456	3,200	健康福祉課調べ

主要事業

主要事業	
高齢者の積極的な社会参加事業	高齢者を支える環境づくり事業
高齢者の健康づくり事業	介護保険事業
在宅福祉事業	地域ケア体制の整備事業
地域支援事業	



長寿会スポーツ大会の様子

第3節 児童福祉・子育て支援の充実

施策の目的

次代を担う子どもが健やかに生まれ、明るく、賢く、たくましく育つために、子どもを安全に安心して生み育てられる環境の整備に努めます。

現状と課題

急速な少子化は、我が国の社会基盤の維持と国力に直結する大きな問題です。本町においても14歳以下の年少人口は年々減少しており、少子化対策が緊急の課題となっています。

少子高齢化の進行による家族形態の変化や価値観の多様化などによる人間関係の希薄化により、家庭や地域で子育てを支える能力が低下しています。そのため、子育てに対して自信喪失や孤立感などから、育児ノイローゼや児童虐待といったことも全国的に問題となっています。また、離婚の増加などによりひとり親家庭も増えており、自立支援などの対策が求められています。

このような問題に対し、家庭・地域・関係機関等が連携しながら、子育て中や子どもを持ちたいと思う誰もが、社会に暖かく見守られながら、ゆとりと喜びを持ち安心して子どもを生み育てることができるまちづくりが求められています。

施策の内容

- (1) 家庭における子育て支援
 - ・子育てに関する情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。
 - ・子育て家庭の経済的支援を行います。
 - ・子育て家庭のネットワークづくりに努めます。
- (2) 地域における子育て支援
 - ・地域における子育て支援拠点の充実を図ります。
 - ・家庭と地域が相互に子育てを援助できる体制づくりに努めます。
- (3) 子育て環境の整備
 - ・児童福祉施設の整備充実等を検討します。
 - ・保育事業のサービス充実を図ります。
 - ・学童保育の充実を図ります。
- (4) 要保護・要援護児童への対策
 - ・保護・援護を必要とする子どもの支援体制の充実を図ります。
 - ・ひとり親家庭の支援を行います。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
放課後児童健全育成事業	人	74	100	健康福祉課調べ

主要事業

主要事業	
各種保育事業	思春期保健対策事業
放課後児童健全育成事業	乳幼児医療費助成事業
地域子育て支援拠点事業	ふれあい体験事業
一時預かり事業	子育て支援ネットワーク事業
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援短期利用事業
つどいの広場事業	児童虐待防止対策事業
ひとり親家庭医療費助成事業	

第4節 障がい者（児）福祉の充実

施策の目的

障がい者（児）が障がいの種別や程度に関わらず、地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。また、障がい者（児）と地域社会との交流を図り、ふれあいを持つことによって、やすらぎのある生活が送れるよう努めます。

現状と課題

障がいの有無に関わらず地域社会で安心して暮らせる環境づくりは、障がい者政策の大きな課題となっています。本町の障がい者（児）への各種サービスは年々充実してきていますが、受けられるサービスが限られるなど、十分とは言えない状況にあります。そのため、障がい者（児）が安心して地域で暮らしていけるようなサービスの充実を図る必要があります。

障がいを持つことにより継続的な治療が必要になった障がい者（児）に対し、医療費の助成を行うなど経済的な支援を行っています。今後も、障がい者（児）が安心して治療を受けることができるよう、支援していく必要があります。

施策の内容

- （１）自立支援体制の充実
 - ・障がい者（児）が、必要とするサービスを利用し、自立した生活を送ることができるよう支援します。
- （２）家族支援の充実
 - ・障がい者（児）を抱える家族の経済的・精神的負担軽減のための支援を行います。
- （３）社会参加の促進
 - ・障がいに対する理解を深め、社会参加の機会創出に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
障がい者スポーツ大会参加者数	人	35	40	健康福祉課調べ

主要事業

主要事業	
自立支援給付事業	医療費等助成事業
地域生活支援事業	社会参加の促進事業
自立支援医療事業	

第5節 地域福祉の充実

施策の目的

町民が地域の中でつながり、孤独にならないよう地域の見守り体制を構築し、地域福祉の充実に努めます。また、災害時に要援護者や被災者が、安全に生活できるよう支援体制の充実に努めます。

現状と課題

全国的に、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化により、地域のつながりの希薄化や引きこもり、虐待などの社会問題が増加しており、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの各種団体の連携を深め、情報を共有することにより、町民が安心して暮らしていけるように努める必要があります。

また、災害時に災害要援護者に対し適切に対応するため、緊急物資の充実を図るなど、災害時の体制を整備・強化する必要があります。

施策の内容

(1) 地域や各種団体との連携強化

- ・ネットワークの構築により情報の共有化を図るよう努めます。
- ・地域のつながりの維持・強化、孤独感の解消など、地域活動の支援を行います。

(2) 災害時の支援強化

- ・要援護者及び被災者に対する支援と体制の強化に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
ボランティア連絡協議会加盟団体数	団体	19	21	社会福祉協議会調べ

主要事業

主要事業	
情報共有化事業	被災者支援事業
災害時要援護者支援事業	

第6節 社会保障制度の健全運営

施策の目的

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来する中、全町民が健康でいきいきと暮らすためには、医療・年金・介護等の社会保障制度を将来にわたり安定的に継続していく事が必要不可欠であるため、社会保障制度の健全運営に努めます。

現状と課題

少子高齢化の進展、人口の減少社会の到来、長引く経済の低迷などの影響により、医療・年金・介護などの社会保障制度は多くの問題を抱えています。そのため、国では高齢者医療制度や年金機構の発足など、社会保障制度の改革を行ってきました。

本町においては、国民健康保険の医療費が年々増加し、国民健康保険財政への負担が大きくなっています。その対策として、生活習慣病の予防と改善を目的に、平成20年度から特定健診・特定保健指導事業を実施し、生活習慣病予防に努めてきました。また、国民健康保険税の収納対策として、コンビニ収納・夜間徴収・差押の強化・インターネット公売等を実施し収納率の向上に努めてきました。

平成20年度に発足した後期高齢者医療制度については、受診の増加や医療の高度化のため年々医療費が増加している状況です。また、保険料を特別徴収できない普通徴収の未納対策として、徴収員による収納対策を実施しています。

医療保障制度が将来にわたり安定的に継続されるためには、制度の正しい理解のもと、健康管理意識の高揚、病院や検診等の適正受診、保険税（料）の収納率向上など収支両面にわたり適正な運営を行っていく必要があります。

国民年金制度については、人口減少社会の中で制度に対する不安感や年金記録問題などにより、保険料の未納や被保険者の減少など多くの課題があります。しかし、国民年金は老後の所得保障の中核を担う重要な制度であるため、年金事務所との連携を図りながら加入・年金制度への理解を高めていくことが必要です。

高齢化が進む中で、介護の必要な高齢者が増加しており、65歳以上の高齢者に占める要介護認定率も上昇傾向となっています。また、それに伴い介護給付費も増加傾向にあります。そのため、第1号被保険者の保険料の適正化や、要介護状態になることを防ぐため、介護予防事業に取り組んできました。しかし、今後も介護給付の増加が見込まれることから、介護サービスの充実を図りつつ介護給付費の適正化を推進し、介護保険制度の適正運営を行う必要があります。

施策の内容

(1) 国民健康保険事業運営の健全化

- ・生活習慣病を予防する重要性和健診の意義の理解のために啓発活動を行います。
- ・特定健診・特定保健指導の受診率の向上を図ります。
- ・国民健康保険事業の制度や財政状況を理解してもらうための啓発活動を行います。
- ・重複受診者を対象とした保健師等による訪問指導を行います。
- ・現在実施している、コンビニ収納・夜間徴収・差押・インターネット公売等に加え、他の方法等についても検討を行い、収納率向上を図ります。

(2) 高齢者医療制度の適正運営

- ・医療費の適正化、医療受給者の健康増進に努めます。
- ・制度改正に適切に対応します。

(3) 国民年金事業の適正運営

- ・転入、社会保険離脱の際の未加入者への指導・口座振替・前納制度を推進します。
- ・猶予制度の説明など、未納の未然防止等に重点を置き、現行事業の推進を図ります。

(4) 介護保険事業運営の健全化

- ・適正な保険料基準額を算定し、保険料の賦課・徴収を行います。
- ・公平公正な要介護認定調査ができるよう、認定調査員の質の向上と平準化に努めます。
- ・介護サービス従事者の質的向上に取り組むとともに、介護サービス提供事業者への助言指導を行い適正なサービスが提供されるよう努めます。
- ・介護給付の内容について点検・調査を実施し、介護給付費の適正化に取り組みます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
国民健康保険税収納率	%	90.06	92	税務課調べ
特定健診（保健指導） 受診率	%	32.31 (40)	65 (45)	健康福祉課調べ

主要事業

主要事業	
介護認定調査・認定審査事業	特定健診受診アップ事業
介護保険料賦課徴収事業	健康教育・健康相談等啓発事業
介護給付費適正化事業	国民健康保険税収納率向上対策事業
疾病予防事業	後期高齢者医療保険料賦課徴収事業
健康・体力づくり推進事業	国民年金の適正運用

第4章 生きる力を育む人づくり、まち文化づくり

第1節 学校教育の充実

施策の目的

心身ともに健康で、がまん強く優しい心と確かな学力を身につけ、「生きる力」をもった子どもの育成を目指すため、小・中学校の連続性のある指導などに、家庭・地域・学校が連携して取り組みます。また、障がいのある子どもが適切な教育を受けることができるよう、特別支援教育の充実を図ります。

さらに、子どもたちの学習環境の充実を図るため、学校施設の整備充実に努めます。

現状と課題

全国的に、基礎学力・体力の低下、不登校やいじめなどの問題が起こる中、次代を担う子ども達が確かな学力を身につけ、豊かな心を育むため、学力向上、心の教育の充実、体育スポーツ・文化活動の推進に努めてきました。

しかし、平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査などの結果から、本町全体の学力は十分とはいえず、学力向上への取り組みを強化する必要があります。

平成23年度から小学校で、24年度からは中学校で、新学習指導要領に沿った教育指導が行われますが、本県の教育理念である「知」「徳」「体」とともに調和の取れた児童生徒の育成に今後とも努めることが重要です。

また、不登校やいじめの問題などの児童生徒の「安全・安心」については、家庭・地域・学校の連携を深めながら、進めていくことが必要です。

情報化の進展や国際化など新しい時代に対応した教育を進めるため、平成20・21年度にICT機器（パソコン・地デジテレビ・電子黒板等）を導入し、その機器を活用した授業を本格的に進めています。今後とも時代に則した教育の充実が求められています。

学校施設については、すべての施設の耐震化が完了していますが、老朽化した学校施設の補修・改修が必要となることが予想されます。それに伴い、今後の児童生徒数の推移によっては、学校施設管理体制の検討も必要となってきます。

施策の内容

（１）学力・体力向上についての取組

- ・小・中学校連携により学力向上に努めます。
- ・体力アップの成果をさらに高めるため、学校体育の充実を図ります。
- ・教職員の資質・能力の向上に努めます。

（２）豊かな心を育むための取組

- ・食育の推進と学校給食の充実を図ります。
- ・命を大切にすることの教育を充実します。
- ・国際理解教育を推進します。
- ・特別な支援の必要な児童・生徒への適切な支援及び指導の充実に関係機関と連携して努めます。

(3) 家庭・地域・学校の連携での取組

- ・ふるさと学習を推進します。
- ・家庭・地域・学校が共通認識をもち、情報の共有を図ります。
- ・PTAや地域見守り隊・スクールガードによる学校の安全体制づくりに努めます。
- ・いじめ・不登校の早期対応に努めます。
- ・幼児教育については、関係機関と連携し、幼児の健全な心身の発達等に努めます。

(4) 学校施設・環境の整備充実

- ・老朽化した校舎等の改修・補修に努めます。
- ・今後の児童生徒数の減少等を考慮し、適切な学校施設体制を検討します。
- ・学校図書管理のシステム化を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
校種間連携事業	校	4	6	教育総務課調べ

主要事業

主要事業	
川南ニューフロンティア教育研究会	授業力リーダー養成事業
学校見守り支援事業	心の教育推進事業
学校施設整備補修事業	

第2節 生涯学習の推進

施策の目的

個人の生活や意識が多様化する中、町民が自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送れるよう、各年齢層に応じた学習機会の充実と学習基盤の確立を図ります。

学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割分担を明確にしながら連携・協力し、青少年の健全育成に努めます。

現状と課題

少子高齢化や高度情報化の急速な進展による社会環境の変化に伴い、町民の学習ニーズは多様化・高度化してきており、生涯学習内容の更なる充実が求められています。

そのため、生涯学習については、広報紙の発行、町内有識者による推進会議の開催、生涯学習講座を実施するなど様々な施策を実施してきましたが、多様化するニーズに対応するため、更に充実した学習活動を実施する必要があります。

町民がいつでも、どこでも、だれでも学習できる環境づくりとともに、自主的な学習意欲の喚起を行い、町民に浸透を図る学習内容のものについては、全ての町民が学習に参加する機会を持つことが重要な課題となっています。

青少年の健全育成については、人間関係の希薄化やゲーム機の普及による外遊び等の不足が懸念されています。本町では、子ども会、中学生・高校生、成人の各年齢層に応じた活動を通じて育成事業を行ってきました。今後は少子化に対応し、家庭・地域・関係団体が一体となった青少年健全育成の取組みを推進する必要があります。

施策の内容

(1) 推進体制の整備

- ・地域社会のニーズに応じた生涯学習を推進します。
- ・青年・女性団体の魅力ある組織づくりと、活動の支援に努めます。
- ・学習グループなどの自主性・自発性を尊重し、側面的な支援に努めます。
- ・学習活動の指導者の育成と人材バンクの充実に努めます。

(2) 学習機会の充実

- ・家庭や地域の教育力の向上のため、学習機会の充実、相談体制の整備に努めます。
- ・地域における女性の学習機会の拡充と生涯学習への意欲の高揚を図ります。
- ・女性活動のリーダーの養成と団体の育成に努めます。
- ・高齢者の学習機会の拡充、指導者の養成、学習内容の充実を図ります。

(3) 青少年の健全育成

- ・家庭・学校・関係団体の連携を強化し、青少年健全育成に努めます。
- ・PTA 活動に対する理解を深め、家庭及び地域における社会教育の振興を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
各種講座の開催	回	6	10	成人講座・自主講座

主要事業

主要事業	
推進体制の整備事業	人材バンク整備事業
学習機会の充実事業	



ジュニアリーダーと元気っ子クラブの活動

第3節 スポーツ活動の推進

施策の目的

スポーツを通じた生きがいづくり地域づくりを目的に、スポーツ施設の管理運営体制の充実を図るとともに、新しいスポーツの紹介に努めます。また、「町民 1 人 1 スポーツ」を推進し、町民が健康を意識し、生涯にわたって明るく豊かで活力ある生活を送ることができるよう、スポーツの振興を図ります。

現状と課題

本町はこれまで、第 4 次長期総合計画に基づき、魅力あふれるスポーツ振興を図るため「学校体育依存型」から「生涯地域型」社会体育の移行を目指し施策を進めてきました。この 5 年間でグラウンドゴルフやミニバレー等のニュースポーツは、地域での生涯スポーツとして浸透し、地域づくりに大いに貢献しています。また、スポーツ施設については、川南町運動公園の大規模改修工事、農村センター多目的ホール照明設備改修工事等を行い、約 30 年経った施設の大規模な改修工事を実施しました。今後、これらの施設を活用したスポーツの振興と、それに伴う健康づくりの推進が課題となっています。

また、町民が手軽にできるスポーツの紹介として、ニュースポーツの普及を模索しており、今後はスポーツによる地域づくり・人づくり・健康づくりを推進するため、「町民 1 人 1 スポーツ」を目標に、世代を超えたスポーツの普及に努めていく必要があります。

さらに、生涯にわたってスポーツに親しむために、体育協会における各団体の基盤強化、少年団の団員確保等に努めていくことが必要です。各種スポーツ教室に関しては、今後も継続し、スポーツの普及・促進に努める必要があります。

施策の内容

- (1) スポーツ施設の管理運営体制の充実
 - ・老朽化の進むスポーツ施設については、随時点検を行いながら整備・改修に努めます。
 - ・スポーツ施設等の合理的な管理の方向性を明確にします。
- (2) 新しいスポーツの普及推進
 - ・町民が手軽で気軽にできる新しいスポーツの普及を行います。
- (3) 「町民 1 人 1 スポーツ」の推進
 - ・町民が、年間を通し最低 1 つのスポーツを持続して行うことを勧めていきます。
 - ・ウォーキングやダンスなど、高齢者でもできるスポーツを推進します。
- (4) 体育協会・スポーツ少年団等の育成・確保
 - ・体育協会の組織の基盤強化や会員の確保に努めます。
 - ・スポーツ少年団の育成と団員確保に努めます。
- (5) 各種スポーツ教室・大会の充実
 - ・体育指導委員を中心に、スポーツ教室の充実に努めます。
 - ・町が主催する体育行事や大会の充実に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
体育協会会員数	人	1,439	1,600	生涯学習課調べ
スポーツ少年団団員数	人	425	470	生涯学習課調べ
スポーツ施設利用者数	人	115,000	120,000	生涯学習課調べ

主要事業

主要事業	
スポーツ施設整備・改修事業	「町民1人1スポーツ」事業
ニュースポーツ普及推進事業	各種スポーツ大会整備・充実事業
スポーツ競技団体（体育協会・スポーツ少年団）育成・基盤強化事業	



分館親善バレーボール大会の様子

第4節 文化・芸術活動の充実

施策の目的

町民の感性を豊かにし、文化の充実・振興に努め、生きがいある町づくり、人づくりを目指し、「心の豊かさ・ゆとり」を提供する文化ホール・図書館の運営を図ります。

町民の貴重な財産である文化遺産については、愛護意識の高揚に努めるとともに、適切な保護・管理を行い継承していきます。

現状と課題

町民が多く芸術文化に親しむ機会を持ち、心豊かな生活の実現のため、平成 11 年 7 月に開館した文化ホール・図書館複合施設は、文化芸術団体など多数の団体により、音楽をはじめ演劇・伝統芸能等の文化活動の拠点として、また講演会・イベント・各種大会など多目的に利用されており、町民の生きがいづくりの一端を担ってきました。

文化ホールについては、「文化活動の拠点としての文化ホール」を目指し、貸館利用の拡大に努め、青少年や町民ニーズに対応した様々な取り組みを行っています。しかし、開館後 10 年を経過し施設の老朽化が見られるため、計画的な施設改修が必要となってきました。また、貸館利用の拡大については、維持管理費と使用料のバランスがとれていないため、利用料金の大幅な見直しが課題となっています。

図書館は、「親しまれ期待される図書館」を目指し、資料の整備充実、読書普及活動を推進し、図書館利用者の拡大に取り組んでいます。現在、蔵書冊数 8 万冊と充実してきましたが、今後も計画的な蔵書整備が必要です。また、利用者カードの登録状況を見ると町の中心部に利用者が集中しているため、町内全域的な利用の推進が課題となっています。

文化遺産については、地域の歴史・伝統・文化を継承し、地域の魅力づくりに活かすため、地元保存会や守る会と連携を図りながら維持管理を行い、愛護意識の高揚に努める必要があります。

また、平成 21 年度に開園した川南湿原は、植物の数が約 300 種、そのうち湿生植物が約 110 種、中でも希少植物が約 50 種で町の誇れる資源として観光活用が求められますが、希少がゆえに盗掘の被害が懸念され、活用と保護について検討が必要となっています。

施策の内容

(1) 文化活動の拠点としての文化ホール

- ・文化活動の振興を図るため、各種文化事業の企画・実施、貸館サービスを充実します。
- ・施設の維持管理と改修を計画的に進めます。

(2) 親しまれ期待される図書館

- ・資料の的確な収集・整理及び保存に努めるとともに、利用促進を図ります。
- ・幅広い学習ができる図書館として各種事業を企画し、学習機会の充実を図ります。

(3) 文化遺産の愛護

- ・文化財保護のため管理費及び各団体の運営を支援します。
 - ・川南湿原植物群落の環境整備及び監視業務の強化を図ります。
 - ・文化財保護少年団の設立を検討します。
-

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
文化ホール貸館利用率	%	16.3	17	利用申請書
図書館利用者数	人	15,814	18,000	図書館システム
町内利用者カード登録状況	%	48.8	50	図書館システム

主要事業

主要事業	
かわみなみ音楽合衆国づくり事業	図書館講座
青少年を対象とした芸術文化事業	図書館まつり
自主文化事業	読書感想文・感想画コンクール
国指定天然記念物川南湿原植物群落等環境整備事業	国指定史跡川南古墳群環境整備事業

第5章 みんなで創るまちづくり

第1節 支えあうまちづくり

施策の目的

多様な町民ニーズや地域課題を解決するため、町民・地域・民間団体などの様々な主体が行政と力を合わせて対応する協働のまちづくりを推進します。また、お互いを尊重し合い相互に助け合うことのできる地域社会づくりに努めます。

現状と課題

近年、全国的に核家族化や労働環境などの社会構造の変化や価値観の多様化により、町内会等の地域コミュニティは、加入率の低下や役員の高齢化・担い手不足などの問題を抱えています。本町においても、分館・振興班の加入率が低下しており、地域の繋がりが希薄化する傾向にあります。

一方、防犯・防災活動、環境対策など地域における課題は増大・多様化する中で、より安全に安心して生活できる地域づくりのために地域コミュニティの強化・充実が課題となっています。また、NPO等の民間団体は、協働の担い手として期待されており、今後の支援・育成の取り組みが課題となっています。

本町では、男女共同参画社会の実現のため、さまざまな啓発活動を行っていますが、介護や子育てなど固定的役割分担の意識が残り、女性の参画の進んでいない分野も多く見受けられます。そのため、男女が性別に関係なく互いを尊重し、能力を発揮できる社会の実現のために継続的な取り組みが必要となっています。

人権については、人権相談やイベント・学校での啓発活動を行っていますが、インターネットを悪用した人権侵害など、新たな課題も生じています。互いに人権を尊重し合う社会の実現を目指し、これまで以上に人権意識の啓発を行っていく必要があります。

施策の内容

(1) 地域コミュニティの強化

- ・町民への周知や加入促進を図り、より参加しやすい組織づくりを推進します。
- ・町民が地域コミュニティの一員としての自覚をもち、主体的に地域と関わる意識を啓発します。

(2) NPO等の民間団体の育成・支援

- ・協働の担い手となるNPO等の民間団体の育成・支援を行います。

(3) 人権が尊重される社会づくり

- ・町民1人1人が自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深めることができるよう、啓発活動の充実を図ります。
- ・関係機関と協力して、人権に関する相談、支援に努めます。

(4) 男女共同社会の推進

- ・男女平等意識の啓発を行い、男女平等の意識づくりを推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
男女共同参画の状況が満足と感じる町民の割合	%	17.7	20	町民アンケート調査
コミュニティ活動の状況が満足と感じる町民の割合	%	13.4	15	町民アンケート調査

主要事業

主要事業	
協働とコミュニティに関する啓発事業	男女共同参画意識の啓発
人権相談・人権啓発事業	



イベントでの人権啓発運動

第2節 開かれた行政

施策の目的

町民への説明責任を果たし、まちづくりへの参画を推進するため、様々な広告媒体を活用した行政情報の公開に努めるとともに、広聴活動を推進します。

併せて、公文書を適正に管理・保管し、個人情報の保護についても十分な配慮を行います。

現状と課題

公正で透明な行政運営が求められる中、町民への説明責任を果たしていくために、行政情報を積極的に公開し、町民との情報の共有化を図っていく必要があります。

現在、広報紙や防災行政無線、町のホームページを通じて情報発信を行っていますが、今後は迅速に分かりやすく情報発信するなど、質の向上を図っていくことが必要です。また、情報公開については、情報公開条例に基づき開示を行っていますが、更に個人情報の保護に配慮し、適切な情報開示を実施する必要があります。

広聴活動については、多様化する町民ニーズを的確に把握し、まちづくりに反映させるため、より多くの町民意見を収集することが課題となっています。

施策の内容

(1) 広報・広聴活動の充実

- ・町民の意見を取り入れ、多様な情報を掲載した利便性の高い広報紙をつくります。
- ・ホームページの充実と、迅速な情報提供を実施します。
- ・町民との対話の機会の拡充等、まちづくりへの参画機会の創出に努めます。

(2) 情報公開の推進

- ・行政情報の管理充実を図り、迅速な情報公開に努めます。
- ・個人情報保護条例を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
町のホームページ閲覧割合	%	28.9	40	総合政策課調べ

主要事業

主要事業
情報公開の推進と個人情報保護の適切な運用
行政情報提供の充実

第3節 効率的な行政システムづくり

施策の目的

財政状況が厳しい中、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果をあげるため、行政が果たすべき役割について再考し、行政システムの効率化・再構築を行います。

現状と課題

平成 17 年度から実施されている集中改革プランにより、事務事業の見直しや町施設の民間委託、民営化等が実現し、経費削減や財政運営に一定の効果をあげてきました。

しかし、地方分権の進展などにより増大する地方自治体の役割を、限られた財源と人員で果たしていくためには、より一層の行財政改革が必要となっています。

今後は、更に多様化する行政ニーズに対し、的確かつ迅速に対応するための行政システムを再構築し、最小の経費で最大の効果をあげるべく努めていく必要があります。

施策の内容

- (1) 広域行政、共同事業の推進
 - ・各種協議会や一部事務組合などの広域行政について、関係自治体と協議します。
- (2) 施設管理の効率化
 - ・町の各種施設について、民営化や指定管理者制度の導入を推進していきます。
 - ・町の各種施設の存続について検討していきます。
- (3) 行政サービスの効率化
 - ・既存事務事業の廃止・再構築、サービス水準の見直しを検討していきます。
 - ・町組織の再構築を検討していきます。
- (4) 職員の資質向上の推進
 - ・多様化するニーズに効果的に対応するため、職員研修の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
認可保育所の民営化率	%	37.5	70	総務課調べ
投票所 1 箇所当たりの有権者数	人	818	1,300	総務課調べ

主要事業

主要事業	
町立保育所民営化の推進	職員研修事業
行政システムの見直し	

第4節 行財政健全化の推進

施策の目的

これまで基本計画に掲げてきた施策を実現可能なものとするために、財源の確保、歳出の削減などにより、健全な財政運営に努めます。

現状と課題

本町財政の財源は、そのほとんどが地方交付税に依存しており、三位一体の改革以降の大幅な地方交付税削減が本町財政運営に大きく影響しています。

このような状況において、町民税等の自主財源の確保が課題となっています。これまでも、差押えによる滞納整理やコンビニ収納などを実施し財源確保に努めていますが、より一層の収入対策を行っていく必要があります。

一方、歳出削減については、これまでも行財政改革や事務事業の見直しにより実施してきましたが、更なる歳出削減に向けた検討を行っていく必要があります。

施策の内容

- (1) 公正・公平な課税
 - ・定期的で正確な調査により把握された情報を基に、公正公平な課税に努めます。
- (2) 収納率の向上
 - ・管理・徴収部門の分離の検討を含めた業務の専門化の検討を行います。
 - ・県との併任人事交流などにより徴収技術の向上に努めます。
- (3) 使用料等の適正化
 - ・町施設等使用料の適正化について検討していきます。
 - ・手数料の適正化について検討していきます。
- (4) 歳出削減
 - ・地域主権戦略大綱が掲げる「補完性の原則」に従い、事業の見直しを行います。
 - ・第5次行政改革大綱を策定し、更なる歳出削減に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	備考
町税収納率（現年合計）	%	96.81	97	税務課調べ
将来負担比率	%	79.8	100	総務課調べ
地方債残高	千円	8,152,130	7,407,000	〃（水道事業を除く）

主要事業

主要事業	
課税の公平・公正対策	税に対する意識啓蒙・向上対策事業
収納率向上対策事業	使用料等適正化事業

参 考 資 料

□計画策定の主な経過

年月日	実施項目
平成21年10月20日	第1回長期総合計画策定委員会
平成22年 2月12日	第1回長期総合計画策定会議
平成22年 2月24日～ 3月12日	町民アンケート実施
平成22年 8月16日～ 8月17日	現計画点検・評価各課ヒアリング
平成22年 8月31日	第1回長期総合計画策定連絡会議
平成22年 9月 1日～ 9月 8日	長期総合計画策定連絡会議専門部会
平成22年 9月13日	第2回長期総合計画策定連絡会議
平成22年 9月21日	第2回長期総合計画策定会議
平成22年 9月30日～10月13日	まちづくりに対する意見募集
平成22年10月28日	第2回長期総合計画策定委員会
平成22年11月 5日～11月17日	パブリックコメント実施
平成22年11月12日	第1回総合計画審議会【諮問】
平成22年11月18日	第2回総合計画審議会
平成22年11月26日	第3回総合計画審議会【答申】
平成22年12月 6日	基本構想議案提出
平成22年12月 9日	長期総合計画審査特別委員会
平成22年12月15日	基本構想議決

□ 諮問書

発 川 企 政 第 3 8 8 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 2 日

川南町総合計画審議会会長 殿

川 南 町 長 内 野 宮 正 英

川南町長期総合計画基本構想及び国土利用計画基本構想について(諮問)

地方自治法の規定に基づき、本町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第 5 次川南町長期総合計画を策定しなければなりません。また、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するため、国土利用計画法に基づき第 4 次国土利用計画を策定します。

本町の新たなまちづくりを推進するため、両計画の策定についてご審議いただきたく諮問いたします。

記

- 1 第 5 次川南町長期総合計画 基本構想
- 2 第 4 次国土利用計画 (川南町計画) 基本構想

□答申書

平成22年11月26日

川南町長 内 野 宮 正 英 様

川南町総合計画審議会
会 長 平 塚 金 治

川南町長期総合計画基本構想及び国土利用計画基本構想について（答申）

平成22年11月12日付け発川企政第388号で諮問のありました、「第5次川南町長期総合計画 基本構想」及び「第4次国土利用計画（川南町計画）基本構想」について、本審議会で審議の結果、いずれも町民の意見と時代の流れが反映されており、概ね妥当であると認め、下記の意見を付して答申します。

また、人口が減少する中、町民が将来にわたって安心して暮らせるまちづくりのため、安定した行財政運営を行い、まちの将来像である「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」の実現に向け、町民と協働し取り組むことが必要です。

なお、計画の推進にあたっては、審議過程で出された意見に十分配慮し、具体的な施策により目的が確実に達成されるよう要望します。

記

付 帯 意 見

- （１） 住民参画・協働の面から、町民と行政が一体となった行政運営の実現に努められたい。
- （２） 基幹産業である農林漁業を活かした雇用の創出につながる、施策の推進に努められたい。
- （３） 希薄化する地域コミュニティを活性化させるような施策の推進に努められたい。
- （４） 進展する情報化社会に対応した仕組みづくりに努められたい。

□川南町総合計画審議会委員

	役職名	氏名
町議会議員	川南町議会議長	川越忠明
	総務常任委員長	山下 壽
	産業建設常任委員長	竹本 修
	文教厚生常任委員長	徳弘美津子
農林水産業及び商工業関係者	尾鈴農業協同組合副組合長	河野康弘
	川南町漁業協同組合代表理事組合長	溝口吉治
	川南町商工会会長	津江章男
	川南町観光協会会長	小玉忠洋
教育関係者	川南町教育委員会委員長（前）	岩切元子
社会福祉関係者	川南町民生（児童）委員協議会会長	松浦以侑
	川南町若者連絡協議会会長	小高勝寿
	川南町区長会会長	永友壯典
	川南町地域婦人連絡協議会会長	大山喜美子
学識経験者	川南町人権擁護委員会代表	平塚金治
	川南町長寿会連合会会長	高尾日出夫

□町民意識調査（アンケート）の結果概要

（１）調査目的

本調査は、第５次川南町長期総合計画（平成 23～32 年度）の策定に当たって、まちへの愛着度や定住意向をはじめ、まちの現状評価や今後重視する取り組み、各分野における施策要望など、町民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

（２）調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	川南町に居住する 20 歳以上の町民
配布数	2, 000
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成 22 年 2 月～3 月
調査地域	町内全域

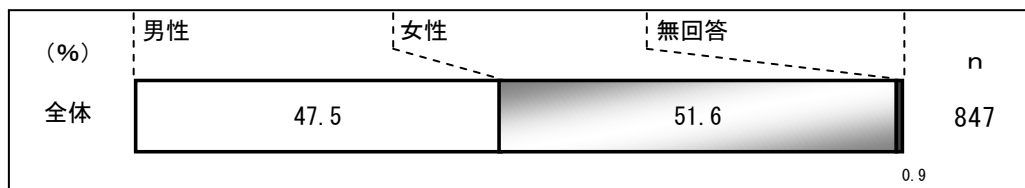
（３）配布数及び回収結果

配布数	2, 000
有効回収数	847
有効回収率	42.4%

1 回答者の属性

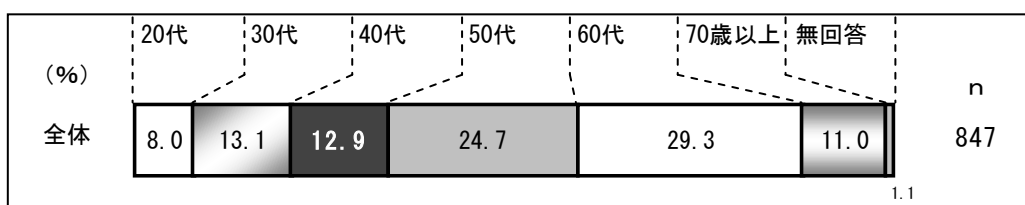
(1) 性別

回答者の性別構成は、「女性」(51.6%)、「男性」(47.5%)となっています。



(2) 年齢

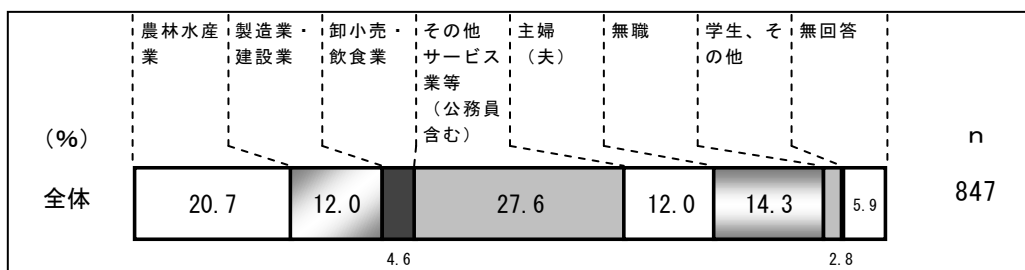
回答者の年齢構成は、「60代」(29.3%)、「50代」(24.7%)、「30代」(13.1%)、「40代」(12.9%)、「70歳以上」(11.0%)、「20代」(8.0%)の順となっています。



(3) 職業

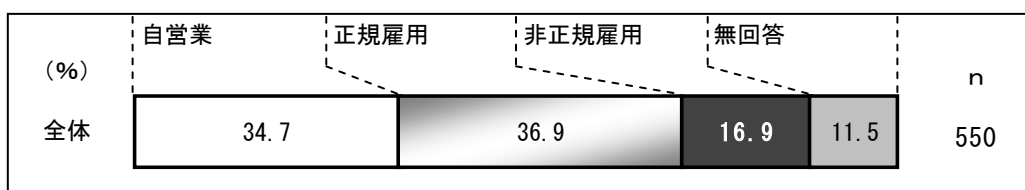
①職種等

回答者の職種については、「その他サービス業等（公務員含む）」(27.6%)、「農林水産業」(20.7%)、「無職」(14.3%)、「製造業・建設業」・「主婦（夫）」(12.0%)、「卸小売・飲食業」(4.6%)、「学生、その他」(2.8%)の順となっています。



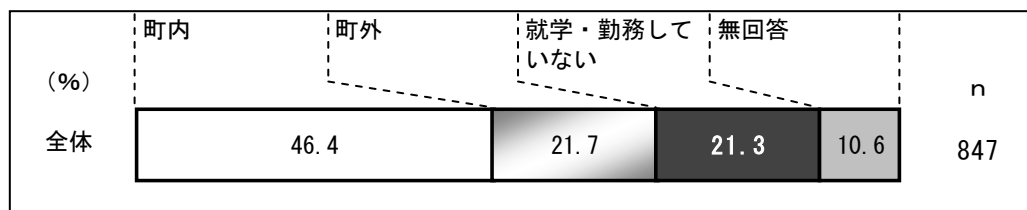
②雇用形態

①職種等で「1.」～「4.」に○をつけた方のみになつたところ、回答者の雇用形態については、「正規雇用」(36.9%)、「自営業」(34.7%)、「非正規雇用」(16.9%)の順となっています。



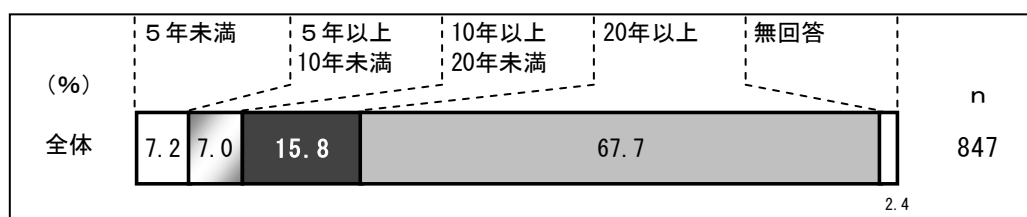
(4) 就学先・勤務先

回答者の就学先・勤務先については、「町内」(46.4%)、「町外」(21.7%)、「就学・勤務していない」(21.3%)の順となっています。



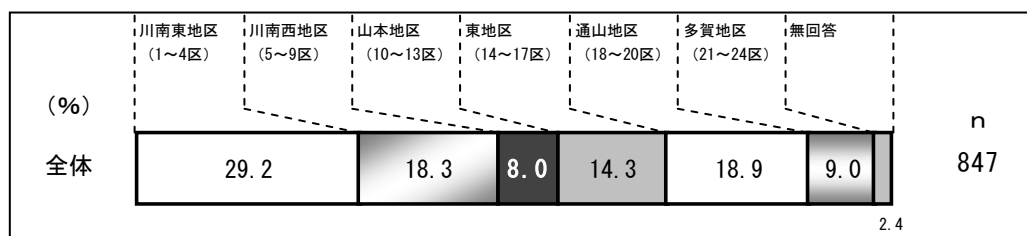
(5) 居住年数

回答者の居住年数については、「20年以上」(67.7%)、「10年以上20年未満」(15.8%)、「5年未満」(7.2%)、「5年以上10年未満」(7.0%)の順となっています。



(6) 居住地区

回答者の居住地区は、「川南東地区(1～4区)」(29.2%)、「通山地区(18～20区)」(18.9%)、「川南西地区(5～9区)」(18.3%)、「東地区(14～17区)」(14.3%)、「多賀地区(21～24区)」(9.0%)、「山本地区(10～13区)」(8.0%)の順となっています。



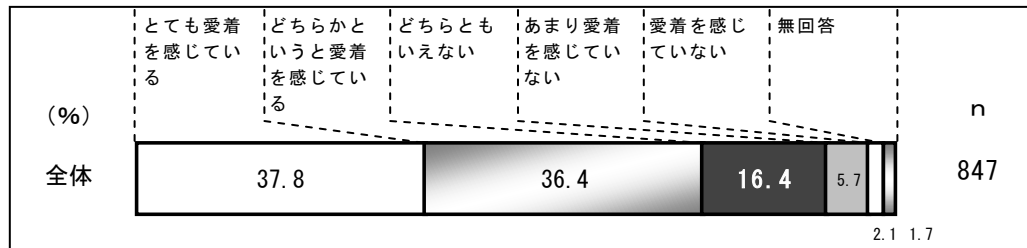
2 まちへの愛着度と定住意向などについて

(1) まちへの愛着度について

問2 あなたは、川南町に対して「自分のまち」としての愛着をどの程度感じていますか。

- “愛着を感じている”は74.2%。一方、“愛着を感じていない”は7.8%。

図表1 まちへの愛着度について(全体)

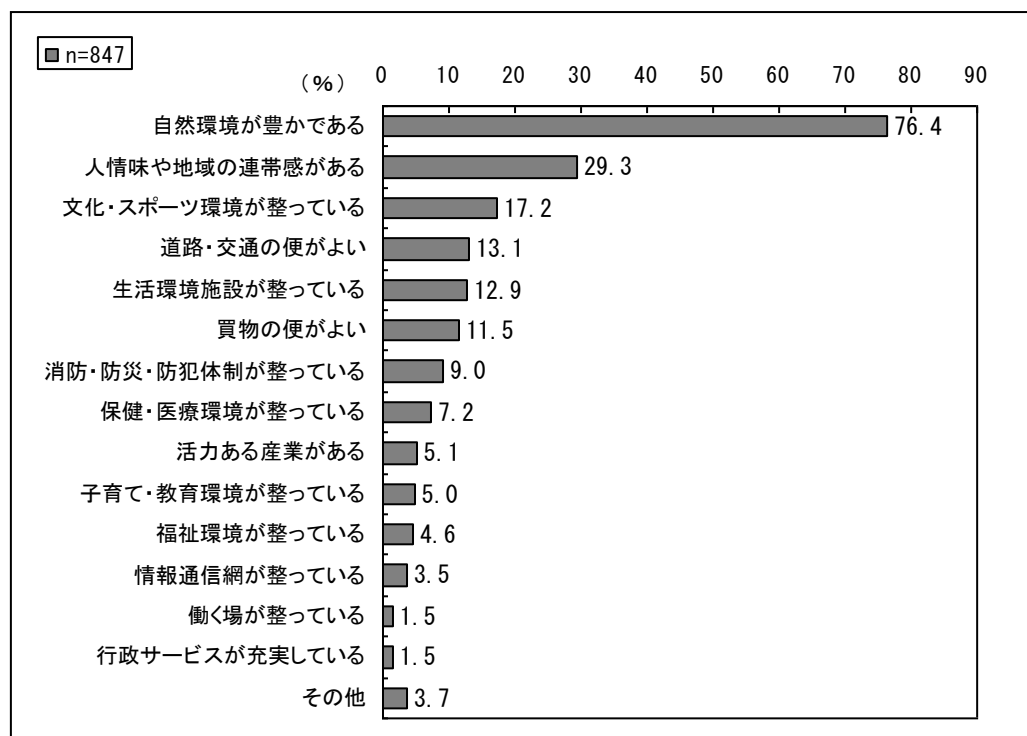


(2) 川南町の魅力について

問3 あなたは、川南町はどのようなところが魅力だと思いますか。【複数回答】

- 「自然環境が豊かである」が他を大きく引き離して第1位。

図表2 川南町の魅力について(全体)

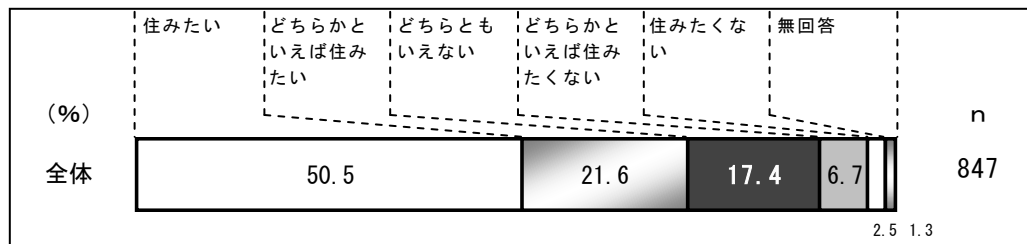


(3) 今後の定住意向について

問4 あなたは、これからも川南町に住みたいと思いますか。

- “住みたい” は 72.1%。一方、“住みたくない” は 9.2%。

図表3 今後の定住意向について(全体)

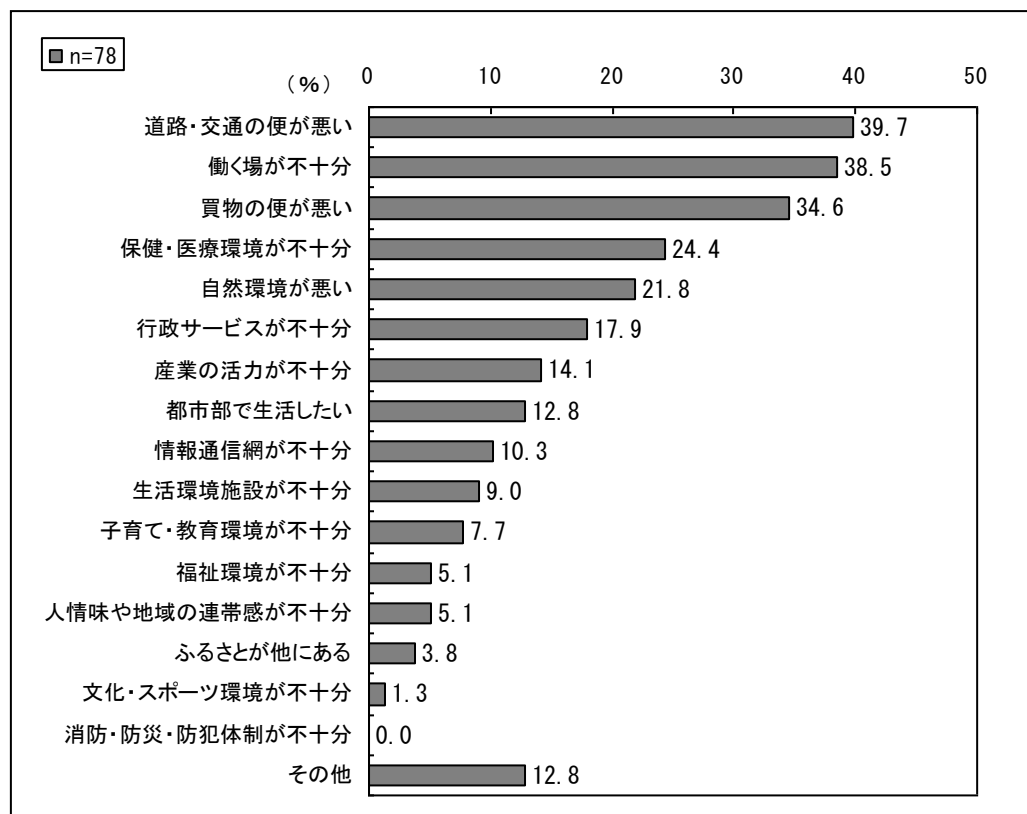


(4) 住みたくない主な理由について

※問4で「4.」または「5.」に○をつけた方にうかがいます。
問4付問 その主な理由は何ですか。【複数回答】

- 「道路・交通の便が悪い」が第1位。

図表4 住みたくない主な理由について(全体／複数回答)



3 まちの現状と今後の取り組みについて

(1) まちの各環境に関する満足度

問5 川南町では、これまで第4次川南町長期総合計画（平成13～22年度）に基づき、各分野にわたる様々な施策を進めてきました。以下の項目についての現状の満足度と、今後の重要度をおたずねします。



- 満足度の最も高い項目は「上水道」。次いで「保健サービス提供体制」、「消防・救急体制」の順。
- 満足度の最も低い項目は「雇用対策」。次いで「公共交通機関」、「工業振興」の順。

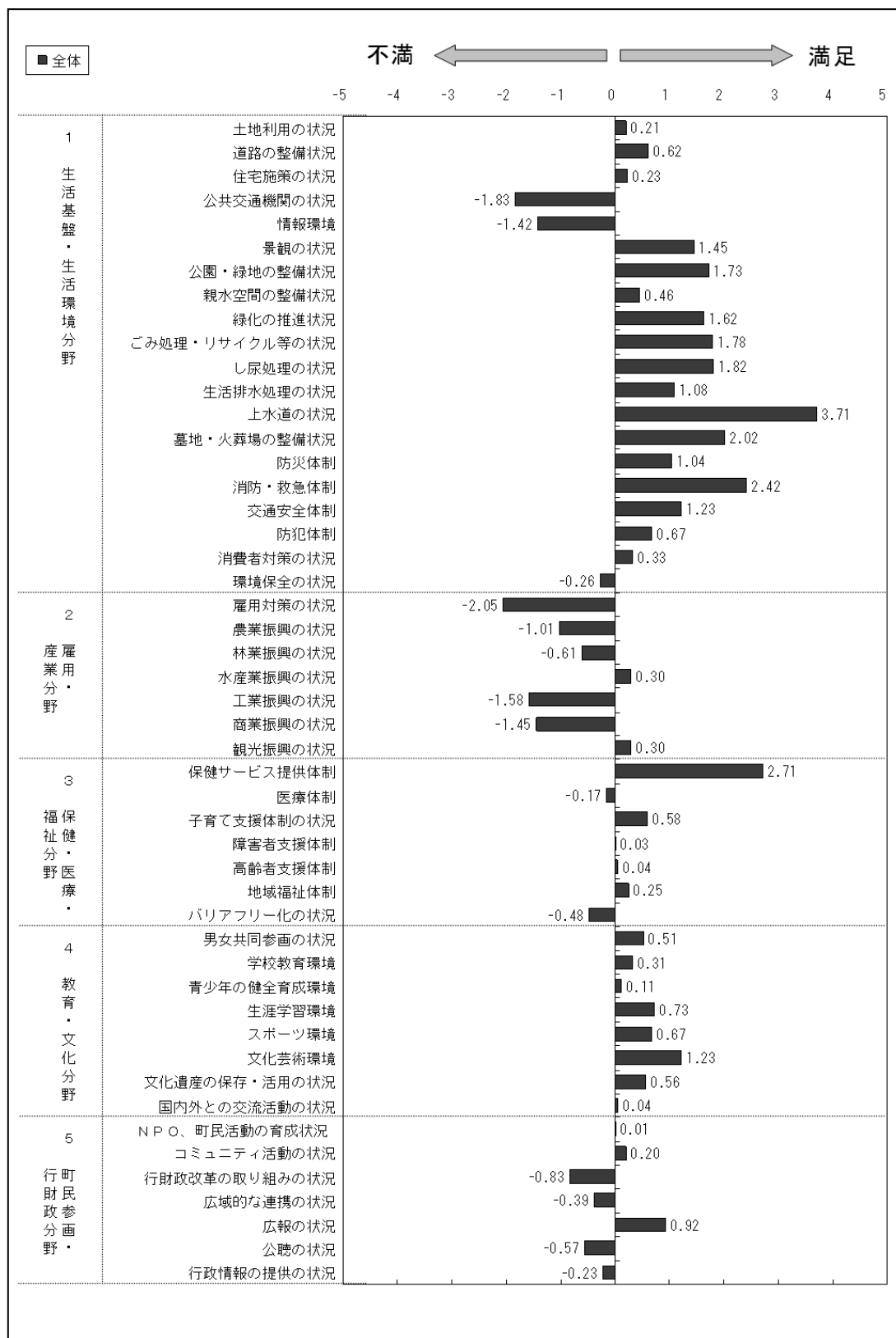
川南町の各環境に関する町民の評価について、満足度をたずねた49の設問項目の傾向を、“満足”（「満足している」及び「どちらかといえば満足している」の合計）、「どちらともいえない」、「不満」（「どちらかといえば不満である」及び「不満である」の合計）の3区分にまとめ、その比率でみていくと、“満足”と回答した率は、「上水道の状況」（56.8%）で最も高く、次いで「保健サービス提供体制」（50.1%）、「ごみ処理・リサイクル等の状況」（46.0%）、「消防・救急体制」（45.8%）、「公園・緑地の整備状況」（44.0%）などの順となっています。一方、“不満”と回答した率は、「公共交通機関の状況」（37.5%）で最も高く、次いで「雇用対策の状況」（33.2%）、「商業振興の状況」（28.6%）、「道路の整備状況」及び「医療体制」（同率 27.3%）などの順となっています。

さらに、その結果を加重平均値【後述参照】による数量化で評価点（満足度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

これによる全体での満足度評価は、「上水道の状況」（3.71点）が最も高く、次いで「保健サービス提供体制」（2.71点）、「消防・救急体制」（2.42点）と続き、以下、「墓地・火葬場の整備状況」（2.02点）、「し尿処理の状況」（1.82点）などの順となっています。一方、満足度評価の低い方からみると、「雇用対策の状況」（-2.05点）が最も低く、次いで「公共交通機関の状況」（-1.83点）、「工業振興の状況」（-1.58点）、「商業振興の状況」（-1.45点）、「情報環境」（-1.42点）が続いています。総合すると、満足度がプラス評価の項目が35項目、マイナス評価の項目が14項目となっています。

図表5 まちの各環境に関する満足度(全体)

(単位: 評価点)



(2) まちの各環境に関する重要度

- 重要度の最も高い項目は「医療体制」。次いで「ごみ処理・リサイクル等」、「上水道」の順。

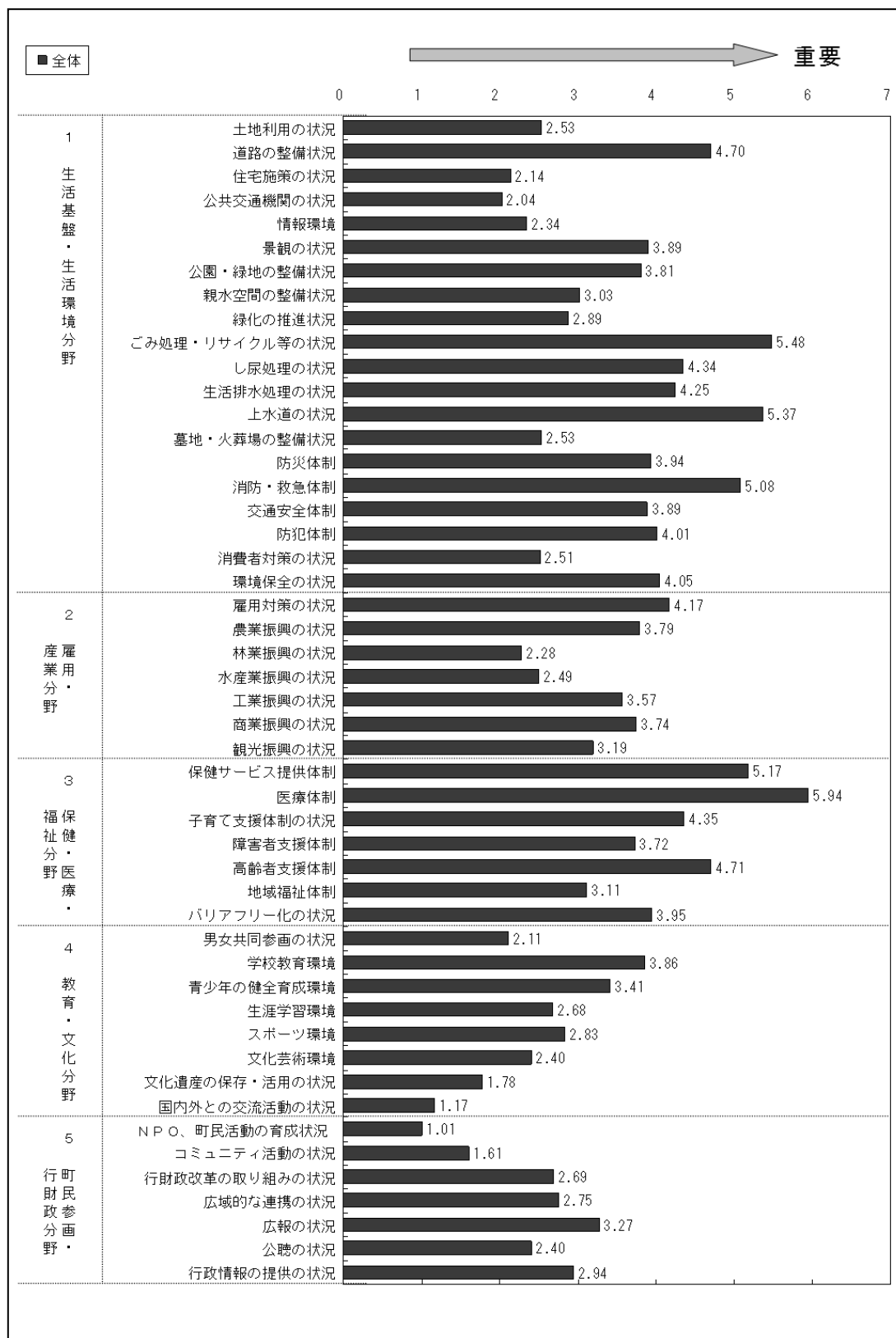
川南町の各環境に関する町民の重要度について、重要度をたずねた 49 の設問項目の傾向を、“重要である”（「重視している」及び「やや重視している」の合計）、「どちらともいえない」、「重要でない」（「あまり重視していない」及び「重視していない」の合計）の 3 区分にまとめ、その比率でみていくと、“重要である”の比率が高い項目としては、「医療体制」（69.2%）が第 1 位に挙げられ、次いで第 2 位が「ごみ処理・リサイクル等の状況」（68.4%）、第 3 位が「上水道の状況」（65.4%）と続き、以下、「保健サービス提供体制」（64.5%）、「道路の整備状況」（63.8%）などの順となっています。

さらに、その結果を加重平均値による数量化で評価点（重要度：最高点 10 点、中間点 0 点、最低点 -10 点）を算出しました。

これによる全体での重要度評価は、「医療体制」（5.94 点）が第 1 位に挙げられ、次いで「ごみ処理・リサイクル等の状況」（5.48 点）、「上水道の状況」（5.37 点）が続き、以下、「保健サービス提供体制」（5.17 点）、「消防・救急体制」（5.08 点）などの順となっています。

図表6 まちの各環境に関する重要度(全体)

(単位：評価点)



(3) 満足度と重要度の相関（優先度）

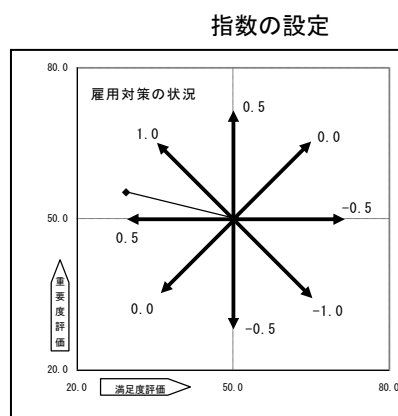
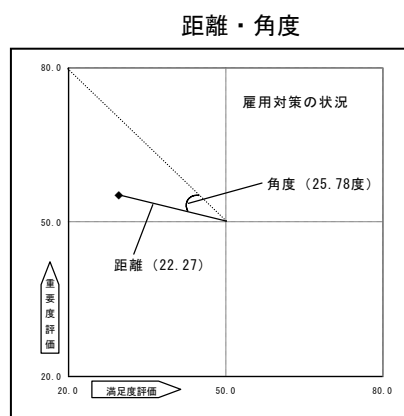
- 優先度の高い項目は、「雇用対策」や「医療体制」をはじめ 21 項目。

これまでみてきた満足度と重要度から、さらにまちの現状評価や行政ニーズを把握するため、満足度評価と重要度評価を相関させた散布図を作成しました。このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなります。この散布図からの数量化【下記参照】による分析で優先度（評価点：最高点 42.43 点、中間点 0 点、最低点 -42.43 点）を算出しました。

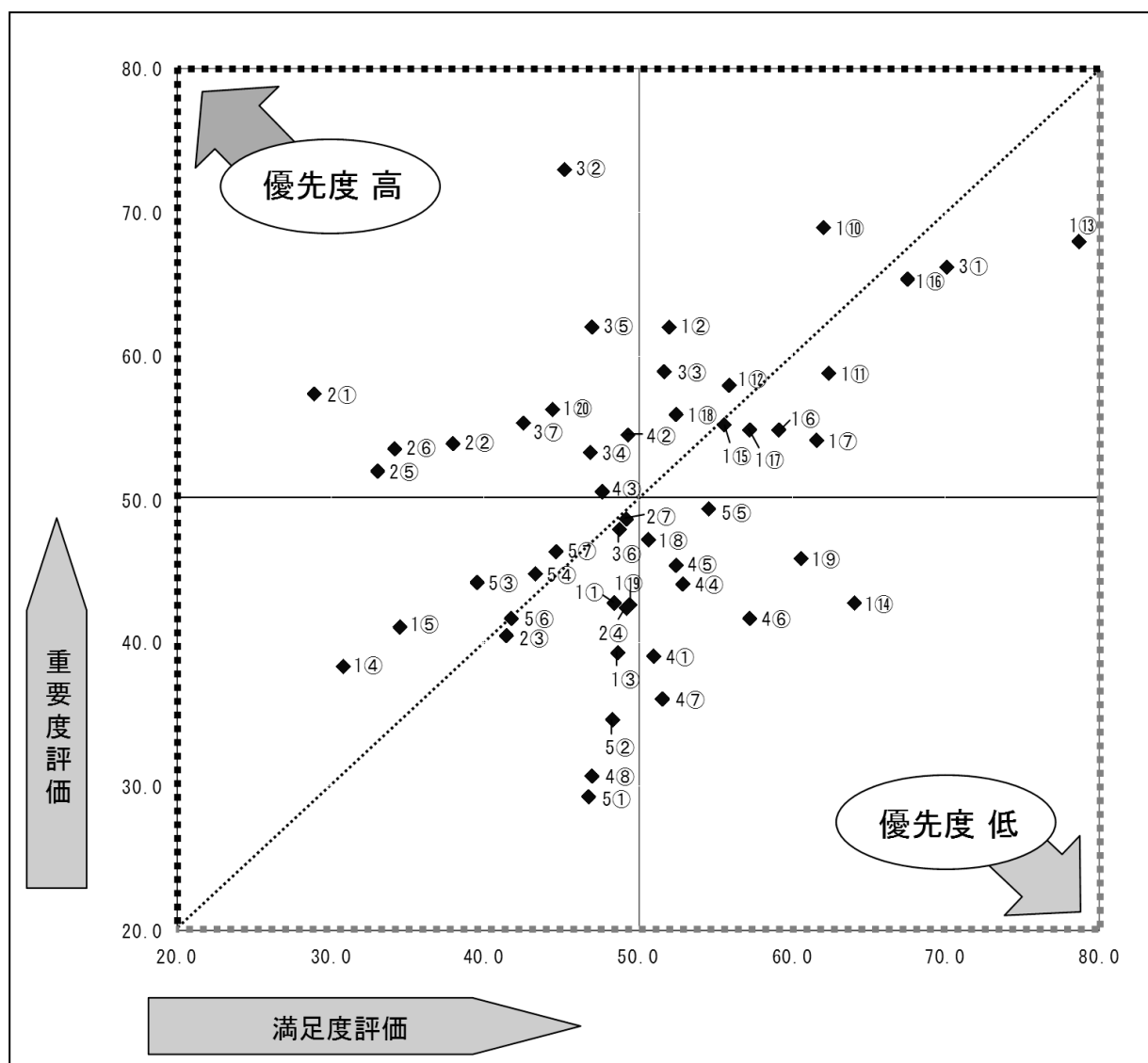
この結果をみると優先度は、「雇用対策の状況」（15.89 点）が第 1 位となっており、次いで「医療体制」（14.80 点）、「商業振興の状況」（10.39 点）が続き、以下、「工業振興の状況」（9.82 点）、「農業振興の状況」（8.87 点）の順となっています。

※優先度の算出方法

- ① 散布図を作成するため満足度偏差値・重要度偏差値を算出する。
例：「雇用対策の状況」→満足度偏差値 28.97…、重要度偏差値 57.33…
- ② ①で算出した偏差値から平均（中心）からの距離を算出する。
例：「雇用対策の状況」→ $22.27\cdots = \sqrt{(28.97-50)^2 + (57.33-50)^2}$
- ③ 平均（中心）から「満足度評価最低・重要度評価最高」への線と平均（中心）から各項目への線の角度を求める。
例：「雇用対策の状況」→25.78 度
- ④ ③で求められた角度より修正指数を算出する（指数は下記のとおり設定し、左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど得点が高くなる。）。
例：「雇用対策の状況」→ $0.7136 = (90-25.78) \times (1 \div 90)$
- ⑤ ②で算出された平均（中心）からの距離と④で算出された修正指数から優先度を算出する。
例：「雇用対策の状況」→ $15.89 = 22.27\cdots \times 0.7136\cdots$



図表7 満足度と重要度の相関(全体／優先度)



(優先度：上位 10 項目)

優先度高い		優先度低い	
第1位	2①雇用対策の状況(15.89)	第1位	1⑭墓地・火葬場の整備状況(-11.07)
第2位	3②医療体制(14.80)	第2位	4⑥文化芸術環境(-10.54)
第3位	2⑥商業振興の状況(10.39)	第3位	1⑨緑化の推進状況(-8.72)
第4位	2⑤工業振興の状況(9.82)	第4位	5①NPO、町民活動の育成状況(-8.39)
第5位	2②農業振興の状況(8.87)	第5位	4⑦文化遺産の保存・活用の状況(-7.94)
第6位	3⑦バリアフリー化の状況(8.20)	第6位	4⑧国内外との交流活動の状況(-7.81)
第7位	3⑤高齢者支援体制(8.14)	第7位	5②コミュニティ活動の状況(-6.67)
第8位	1⑩環境保全の状況(8.10)	第8位	4①男女共同参画の状況(-6.16)
第9位	1②道路の整備状況(4.80)	第9位	4④生涯学習環境(-5.25)
第10位	3④障害者支援体制(4.47)	第10位	1⑬上水道の状況(-4.86)

(4) 満足度と愛着度の相関（改善度）

- “改善の必要性が高いと思われる”に分類される項目は23項目。
- “とりわけ改善が必要”な項目は、「行財政改革の取り組み」、「住宅施策」、「生涯学習環境」、「行政情報の提供」。

まちの各環境に対する満足度と問2「まちへの愛着度」の相関関係について、CS分析〔後述参照〕により満足度偏差値、重要度偏差値（相関係数）、改善度を算出しました。この分析によって、まちの各環境に対する49項目の満足度と、まちへの愛着度の相関関係を明らかにし、どの項目の満足度を上げることによって、まちへの愛着度が上がるかということを統計的に説明しようと試みています。

この結果、図表のとおり、“改善の必要性が高いと思われる”に分類される項目は23項目、“改善の必要性が低いと思われる”に分類される項目は26項目となっています。また、改善度10点以上の項目が“とりわけ改善が必要”として挙げられ、図表21の改善度をみると、10点以上の項目は、「行財政改革の取り組みの状況」（12.14）、「住宅施策の状況」（11.19）、「生涯学習環境」（11.14）、「行政情報の提供の状況」（10.24）となっています。

※CS（顧客満足）分析の算出方法

満足度評価の「満足している」、「どちらかといえば満足している」を“満足”、「どちらかといえば不満である」、「不満である」を“不満”、「どちらともいえない」の3段階評価による回答数と割合を各項目で算出する。さらに総合評価とのクロス集計を行った後、各項目の独立係数を算出する。

CSグラフにプロットする位置を決めるため、満足率と独立係数それぞれの偏差値を算出し、独立係数を横軸に、満足率を縦軸にとる。

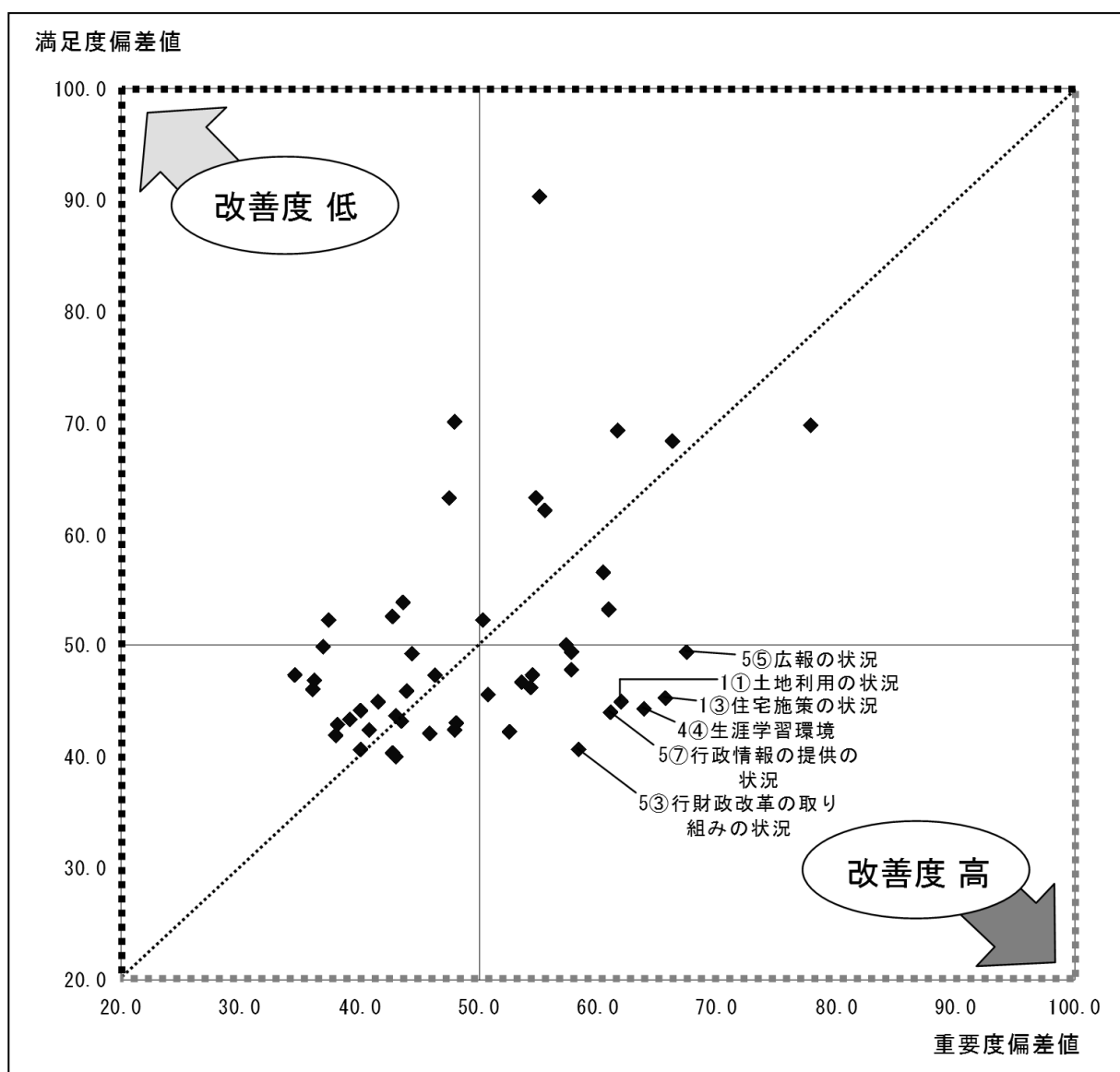
改善度は、プロットの原点からの距離×修正指数で算出する。原点からの距離、修正指数は以下の計算式を用いる。

$$\text{距離} = \sqrt{(x - \bar{x})^2 + (y - \bar{y})^2} \quad \text{修正指数 } r = \frac{90 - \text{角度}}{90}$$

※独立係数を重要度と読み替えてグラフを作成。

※改善度は、マイナスであればあるほど改善の必要性が低く、プラスであればあるほど改善の必要性が高い。なお、プラス10点以上は、“とりわけ改善が必要”に分類される。

図表8 満足度と愛着度の相関(全体／改善度)



※改善度 6.00 以上のみ表記

(改善度：上位 10 項目)

改善度高い		改善度低い	
第1位	5③行財政改革の取り組みの状況(12.14)	第1位	1⑬上水道の状況(-17.08)
第2位	1③住宅施策の状況(11.19)	第2位	1⑪し尿処理の状況(-11.43)
第3位	4④生涯学習環境(11.14)	第3位	1⑦公園・緑地の整備状況(-8.40)
第4位	5⑦行政情報の提供の状況(10.24)	第4位	1⑨緑化の推進状況(-7.87)
第5位	1①土地利用の状況(9.76)	第5位	1⑧親水空間の整備状況(-6.52)
第5位	5⑤広報の状況(9.11)	第6位	1⑮防災体制(-6.37)
第7位	2⑥商業振興の状況(5.82)	第7位	2⑦観光振興の状況(-6.09)
第8位	1④公共交通機関の状況(5.45)	第8位	1⑪交通安全体制(-5.55)
第9位	3⑥地域福祉体制(5.43)	第9位	1⑩防犯体制(-5.11)
第10位	4①男女共同参画の状況(4.80)	第10位	2④水産業振興の状況(-4.74)

(5) 満足度と定住意向の相関（改善度）

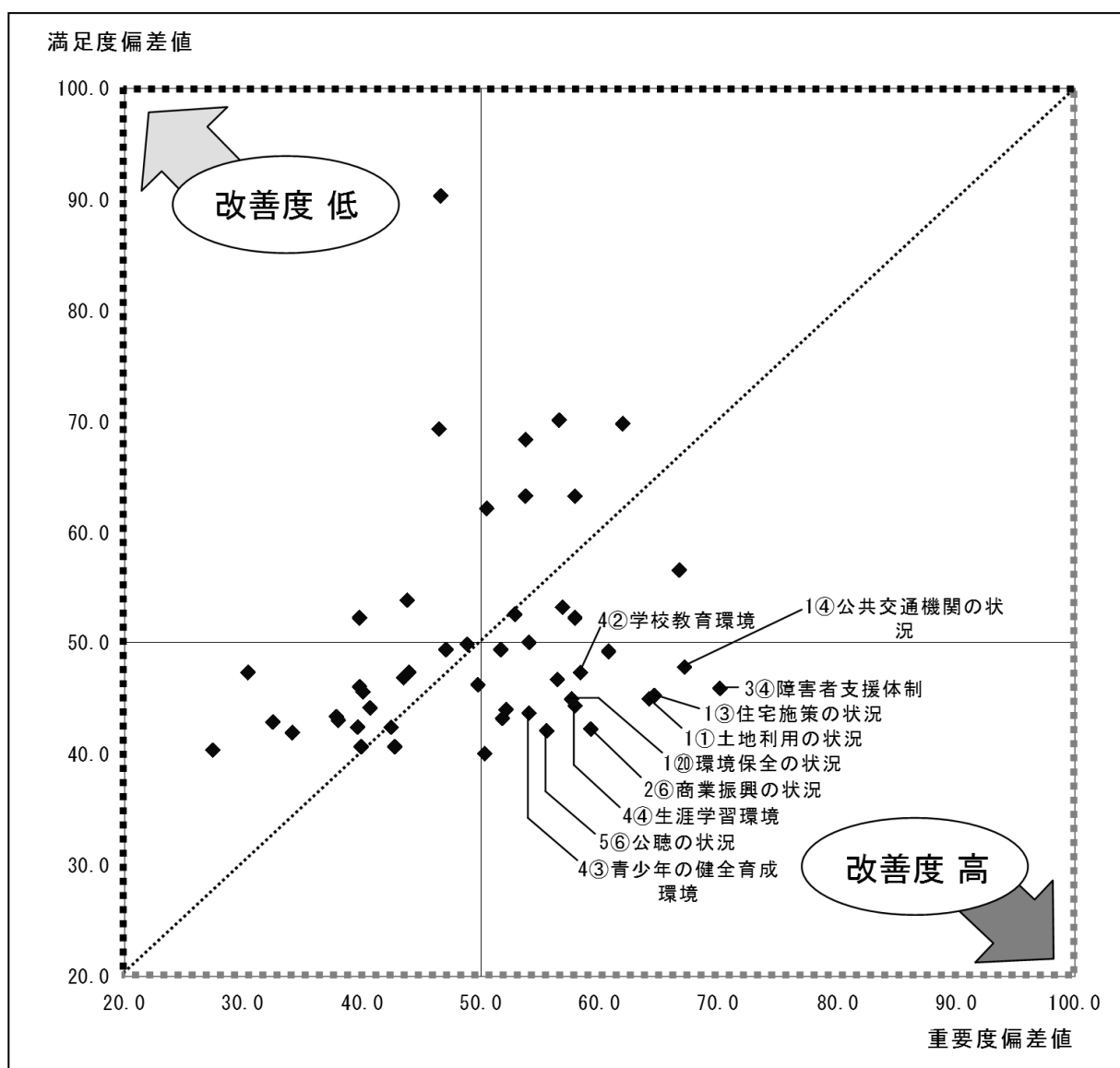
- “改善の必要性が高いと思われる”に分類される項目は 23 項目。
- “とりわけ改善が必要”な項目は、「障害者支援体制」、「商業振興」、「土地利用」、「住宅施策」、「公共交通機関」。

まちの各環境に対する満足度と問 4「今後の定住意向」の相関関係について、CS 分析により満足度偏差値、重要度偏差値（相関係数）、改善度を算出しました。この分析によって、まちの各環境に対する 49 項目の満足度と、今後の定住意向の相関関係を明らかにし、どの項目の満足度を上げることによって、今後の定住意向が上がるかということを統計的に説明しようと試みています。

この結果、図表のとおり、“改善の必要性が高いと思われる”に分類される項目は 23 項目、中間点が 1 項目、“改善の必要性が低いと思われる”に分類される項目は 25 項目となっています。また、改善度 10 点以上の項目が“とりわけ改善が必要”として挙げられ、図表 23 の改善度をみると、10 点以上の項目は、「障害者支援体制」（12.80）、「商業振興の状況」（11.47）、「土地利用の状況」（10.75）、「住宅施策の状況」（10.67）、「公共交通機関の状況」（10.03）となっています。

※改善度は、マイナスであればあるほど改善の必要性が低く、プラスであればあるほど改善の必要性が高い。なお、プラス 10 点以上は、“とりわけ改善が必要”に分類される。

図表9 満足度と定住意向の相関(全体／改善度)



※改善度 6.00 以上のみ表記

(改善度：上位 10 項目)

改善度高い		改善度低い	
第1位	34 障害者支援体制 (12.80)	第1位	113 上水道の状況 (-22.39)
第2位	26 商業振興の状況 (11.47)	第2位	116 消防・救急体制 (-12.04)
第3位	11 土地利用の状況 (10.75)	第3位	27 観光振興の状況 (-8.20)
第4位	13 住宅施策の状況 (10.67)	第4位	114 墓地・火葬場の整備状況 (-6.93)
第5位	14 公共交通機関の状況 (10.03)	第5位	19 緑化の推進状況 (-6.68)
第6位	44 生涯学習環境 (8.72)	第6位	115 防災体制 (-6.35)
第7位	56 公聴の状況 (8.59)	第7位	111 し尿処理の状況 (-6.31)
第8位	120 環境保全の状況 (7.96)	第8位	23 林業振興の状況 (-6.00)
第9位	43 青少年の健全育成環境 (6.44)	第9位	112 生活排水処理の状況 (-5.80)
第10位	42 学校教育環境 (6.09)	第10位	48 国内外との交流活動の状況 (-4.81)

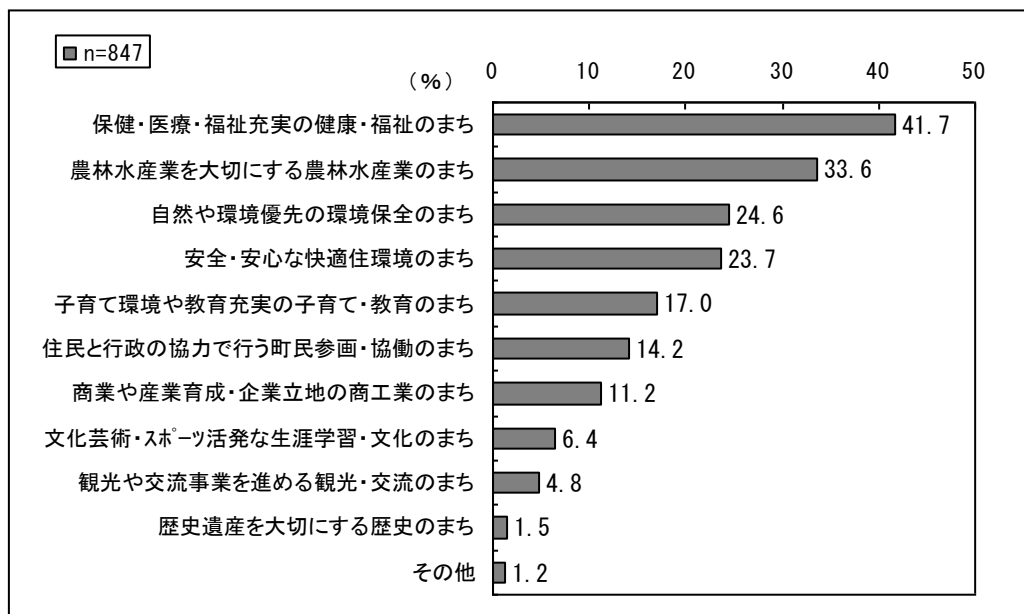
(6) 今後のまちづくりの特色について

問6 あなたは、今後のまちづくりにおいて、川南町をどのような特色のあるまちにすべきだと思いますか。【複数回答】



- 「保健・医療・福祉充実の健康・福祉のまち」が第1位、次いで「農林水産業を大切にする農林水産業のまち」が第2位、「自然や環境優先の環境保全のまち」が第3位。

図表 10 今後のまちづくりの特色について(全体／複数回答)



4 日頃の活動などについて

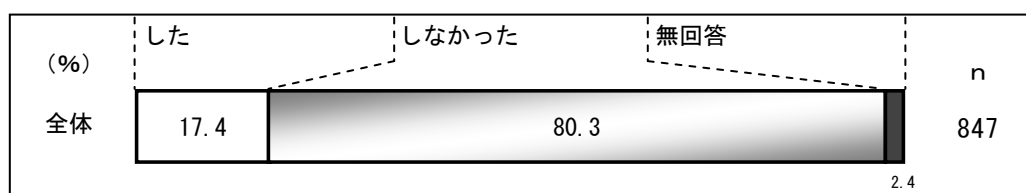
(1) 町の講座等での生涯学習活動

問7① あなたは、この1年間に、町の講座や教室等を利用した生涯学習活動に参加しましたか。



- 生涯学習活動への参加率は17.4%。

図表 11 町の講座等での生涯学習活動(全体)

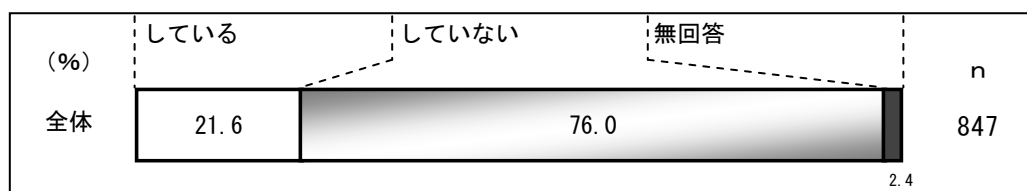


(2) 週1回以上のスポーツ活動

問7② あなたは、週1回以上、スポーツ活動をしていますか。

- 週1回以上のスポーツ活動実施率は21.6%。

図表12 週1回以上のスポーツ活動(全体)

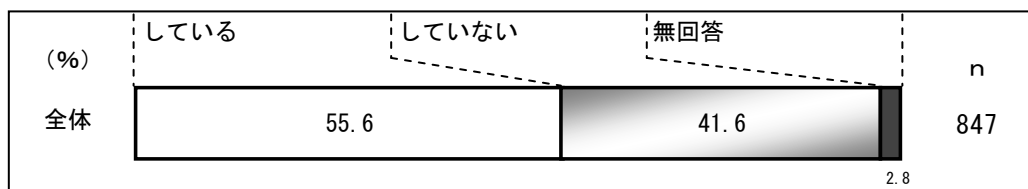


(3) 健康増進のための取り組み

問7③ あなたは、日頃、健康増進のための取り組み（食生活の改善や運動など）をしていますか。

- 健康増進活動の実施率は55.6%。

図表13 健康増進のための取り組み(全体)

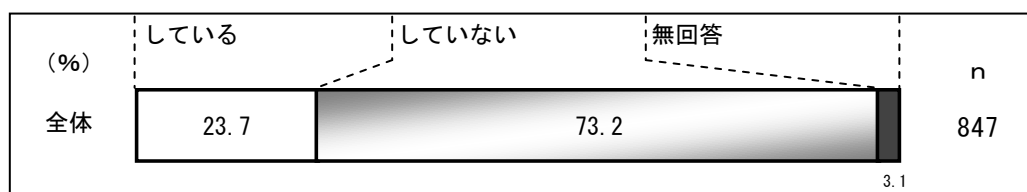


(4) 地域福祉活動への参加

問7④ あなたは、身近な地域での見守り、支え合いなど、地域福祉活動に参加していますか。

- 身近な地域福祉活動への参加率は23.7%。

図表14 地域福祉活動への参加(全体)

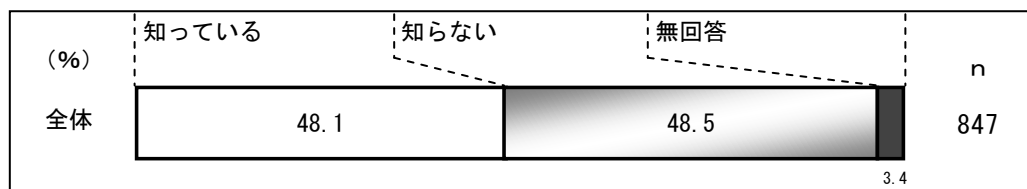


(5) 災害時の避難場所

問 7 ⑤ あなたは、災害時の避難場所を知っていますか。

- 避難場所の認知率は 48.1%。

図表 15 災害時の避難場所(全体)

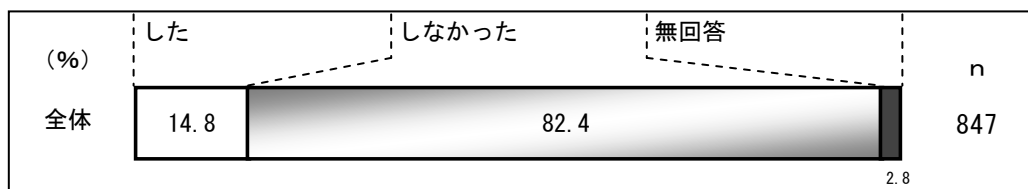


(6) 防火・防災訓練への参加

問 7 ⑥ あなたは、この 1 年間に、防火・防災訓練に参加しましたか。

- 防火・防災訓練への参加率は 14.8%。

図表 16 防火・防災訓練への参加(全体)

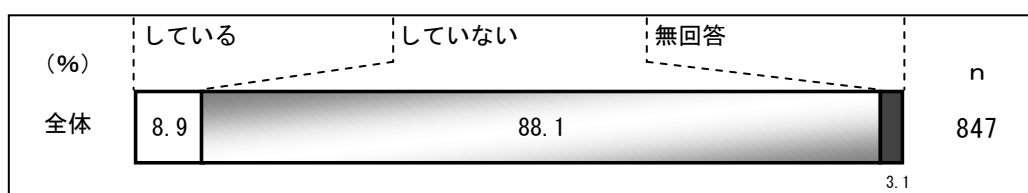


(7) 地域の防犯活動等への参加

問 7 ⑦ あなたは、身近な地域での防犯活動・パトロール活動に参加していますか。

- 身近な地域での防犯活動への参加率は 8.9%。

図表 17 地域の防犯活動等への参加(全体)

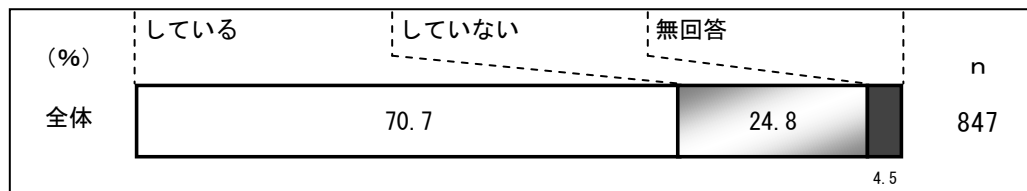


(8) 環境に配慮した生活

問 7 ⑧ あなたは、環境美化や水質浄化、省資源・省エネルギー、アイドリングストップなど、環境に配慮した生活をしていますか。

- 環境に配慮した生活の実施率は 70.7%。

図表 18 環境に配慮した生活(全体)

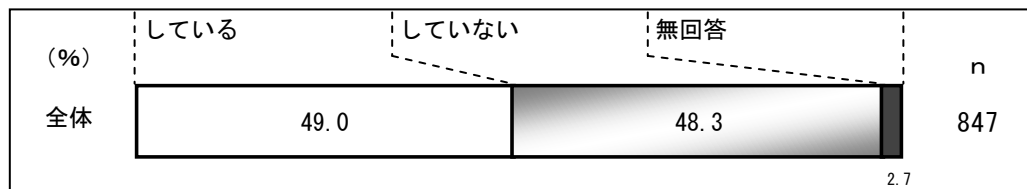


(9) 道路・公園の維持管理への参加

問 7 ⑨ あなたは、地元の道路や公園など公共施設の維持管理（草刈りや清掃など）に参加していますか。

- 地元の道路、公園等の維持管理活動への参加率は 49.0%。

図表 19 道路・公園の維持管理への参加(全体)

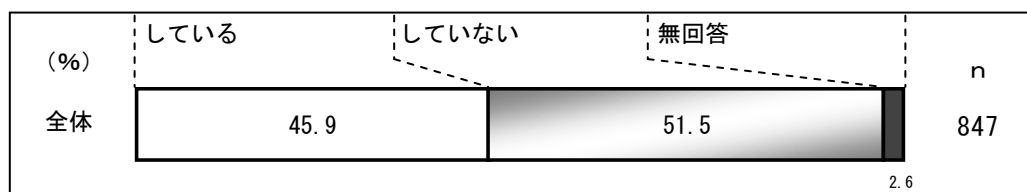


(10) 緑化活動

問 7 ⑩ あなたは、緑化活動（植樹や花づくり）をしていますか。

- 緑化活動への参加率は 45.9%。

図表 20 緑化活動(全体)

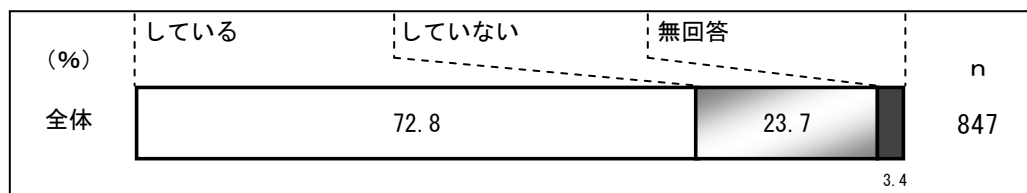


(11) 4 R運動

問 7 ⑪ あなたは、ごみの減量化のため、宮崎県で推進される4 R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用、リフューズ：ごみになる物の拒絶）をしていますか。

- 日頃の生活でのごみ減量化活動（4 R運動）への取り組み率は72.8%。

図表 21 4R運動(全体)

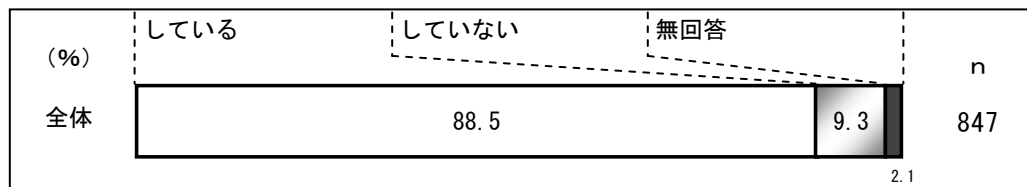


(12) 町内での買い物

問 7 ⑫ あなたは、日頃、町内で買物をしていますか。

- 日頃の買物で町内での購入率は88.5%。

図表 22 町内での買い物(全体)

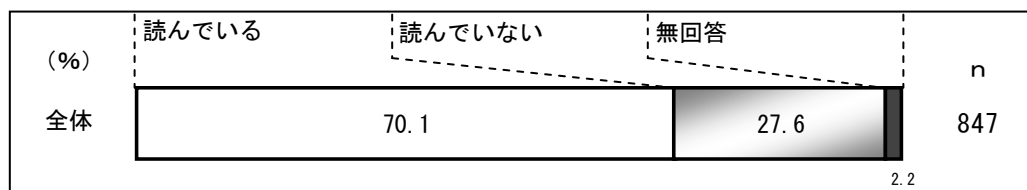


(13) 広報かわみなみ

問 7 ⑬ あなたは、「広報かわみなみ」を読んでいますか。

- 「広報かわみなみ」を読んでいる人は70.1%。

図表 23 広報かわみなみ(全体)

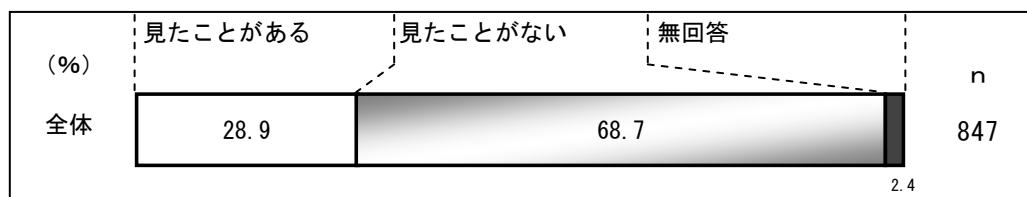


(14) 町のホームページ閲覧

問 7 ⑭ 町のホームページを見たことがありますか。

- 町のホームページを見たことがある町民は 28.9%、見たことがない町民は 68.7%。

図表 24 町のホームページ閲覧(全体)



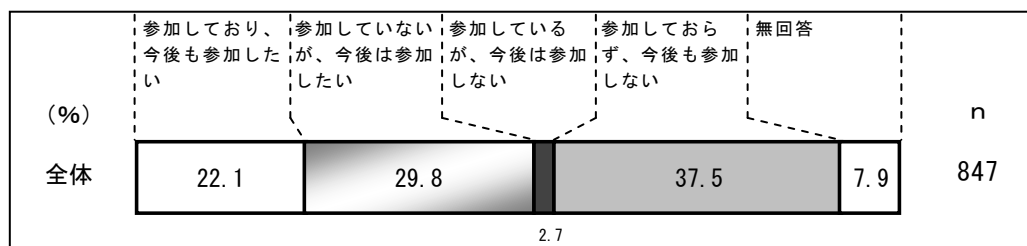
5 コミュニティ活動、参画・協働について

(1) 地域活動・ボランティア活動への参加状況・参加意向

問 8 あなたの現在のコミュニティ活動（地域活動）・ボランティア活動への参加状況と、今後の参加意向についておたずねします。

- 現在“参加している”人が 24.8%。一方、“参加していない”人は 67.3%。
- 今後“参加したい”人が 51.9%。一方、“参加したくない”人が 40.2%。

図表 25 地域活動・ボランティア活動への参加状況・参加意向(全体)



(2) 今後参加したい活動について

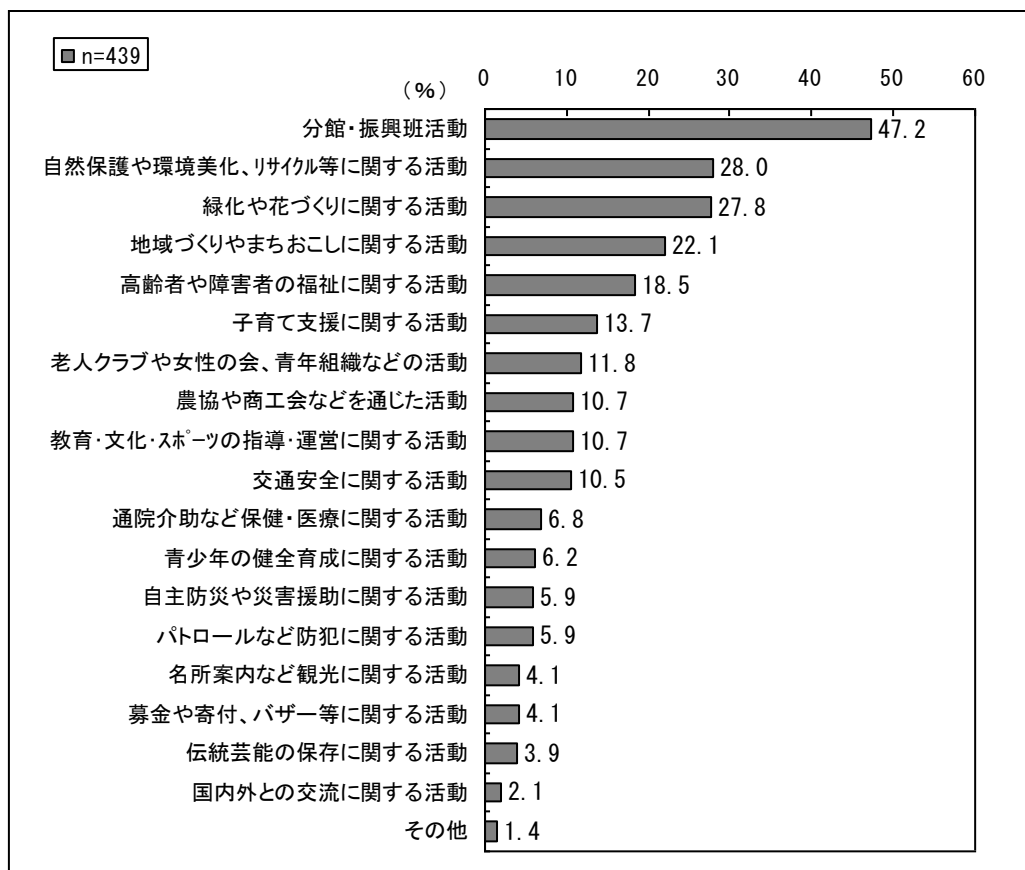
※問8で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。

問8付問 あなたは、今後（今後とも）どのようなコミュニティ活動（地域活動）・ボランティア活動に参加したいと思いますか。【複数回答】



- 「分館・振興班活動」が他を大きく引き離して第1位。

図表 26 今後参加したい活動について(全体／複数回答)



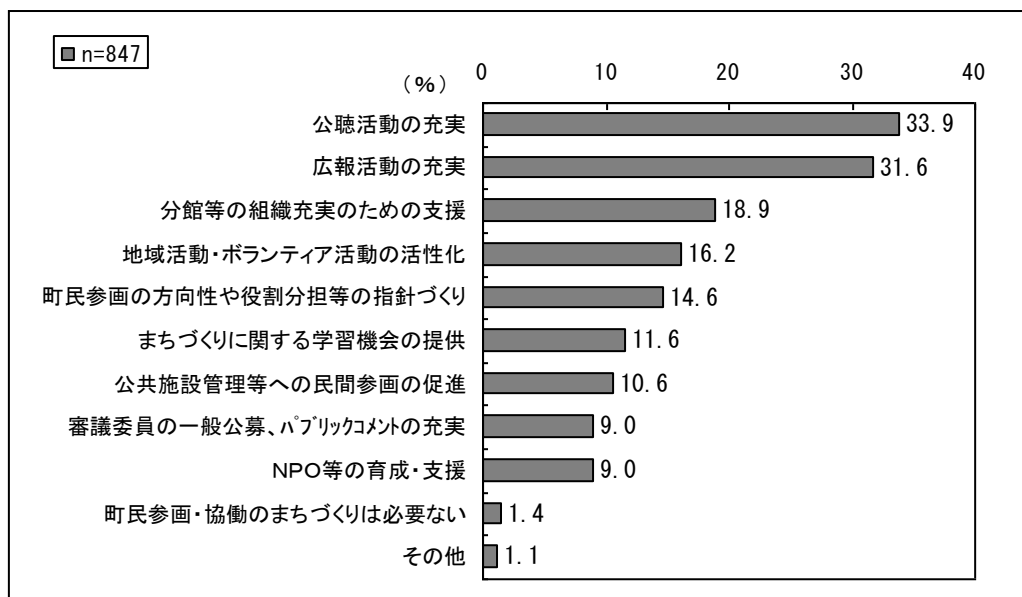
(3) 町民参画・協働のために必要なことについて

問9 これからのまちづくりにおいては、より多くの町民の皆様が町政に参画し、行政と協力して課題解決や地域づくりを行う「町民参画・協働のまちづくり」が重要なテーマとなります。あなたは、この「町民参画・協働のまちづくり」を進めるために行政として必要なことはなんだと思いますか。【複数回答】



- 「公聴活動の充実」と「広報活動の充実」が第1位と第2位。

図表 27 町民参画・協働のために必要なことについて(全体／複数回答)



6 土地利用について

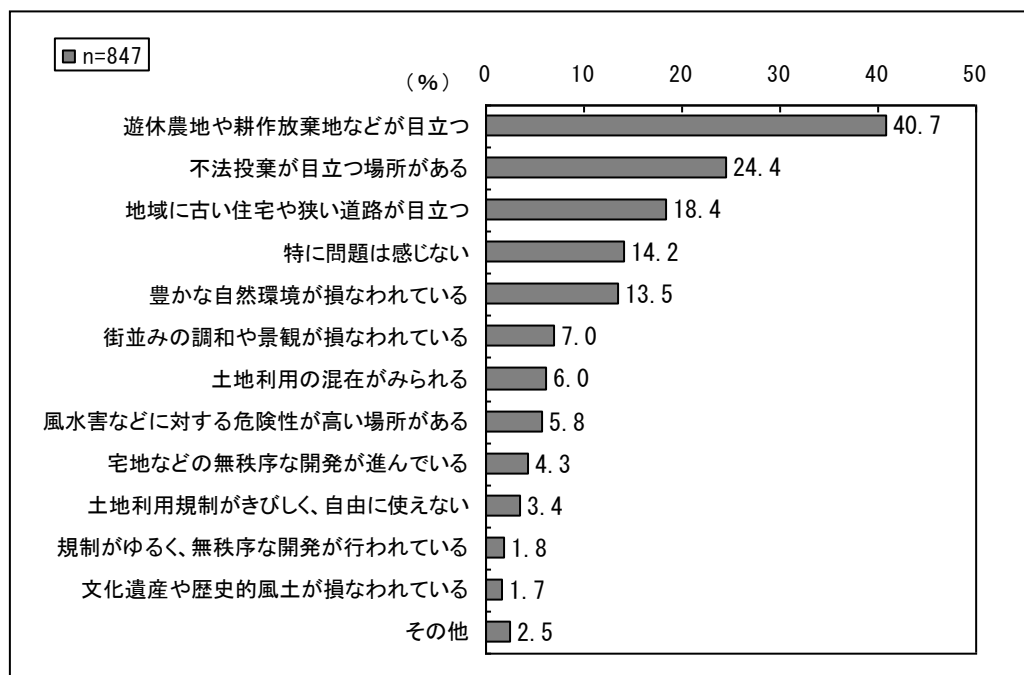
(1) 土地利用の問題点について

問 10 あなたは、川南町の土地利用について、どのようなことが問題と感じますか。
【複数回答】



- 「遊休農地や耕作放棄地などが目立つ」が他を大きく引き離して第1位。

図表 28 土地利用の問題点について(全体／複数回答)

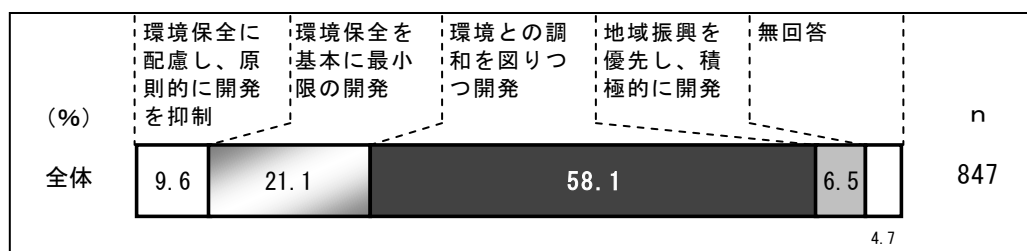


(2) 開発と自然環境保全のあり方について

問 11 あなたは、これからの開発と自然環境保全のあり方について、基本的にどのような方向で考えていくべきだと思いますか。

- “開発推進派”が64.6%。一方、“開発抑制派”は30.7%。

図表 29 開発と自然環境保全のあり方について（全体）

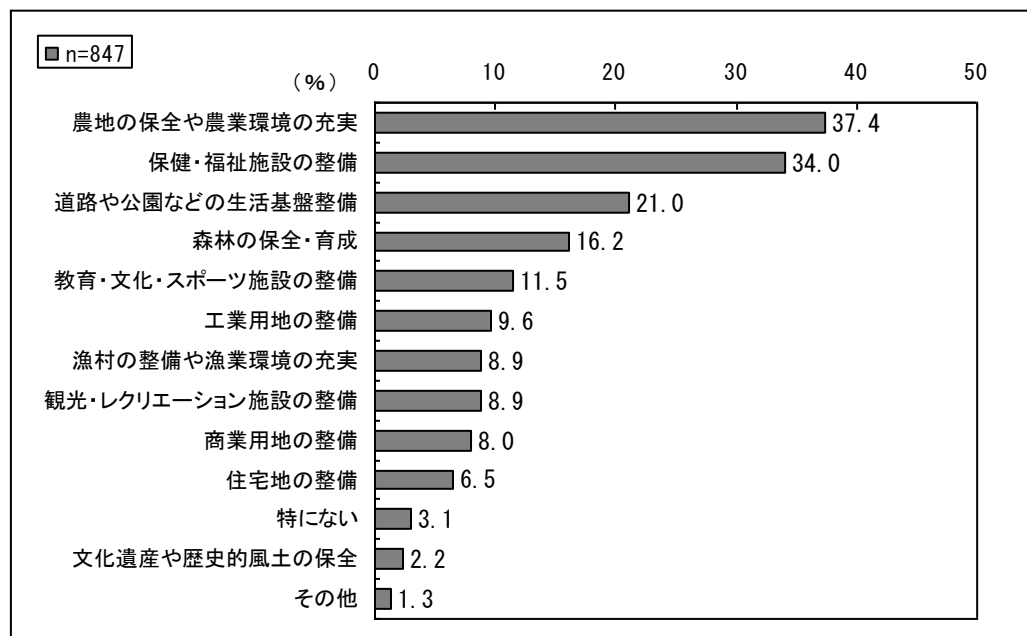


(3) 優先的に整備すべき用地について

問 12 町の発展に向けて、今後、計画的な土地の利用を進めていく場合、あなたは、今後どのような整備を優先するべきだと思いますか。【複数回答】

- 「農地の保全や農業環境の充実」が最も多く、次いで「保健・福祉施設の整備」。

図表 30 優先的に整備すべき用地について（全体／複数回答）



第5次川南町長期総合計画

平成23年 3 月

発行／川 南 町

編集／総合政策課

〒889-1301

宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680-1

TEL 0983-27-8002

FAX 0983-27-5879

URL <http://www.town.kawaminami.miyazaki.jp>



宮崎県川南町